

招待論文

〈以不治治之論〉対〈實效管轄領有論〉 —1874年北京交渉会議から見た日中間国際秩序原理の衝突—

張 啓 雄*

目次

一、序論

(一) 台湾をめぐる多民族構成に潜在した問題

(1) 「高砂族」の台湾移住

(2) 漢族の台湾移住

(3) 「漢蕃」雑居に潜在した問題

(二) 「實效管轄領有論」対「以不治治之論」

(1) 国際法的無主地先占原則

1. 占領

2. 管轄

(2) 「中華世界帝国」を律する《中華世界秩序原理》

1. 「中華世界帝国」概念

2. 中華世界秩序原理

3. 「以不治治之論」に関する言説

4. 中国側から見た台湾府の華夷分治

(三) 問題意識

二、台湾主権帰属に関する日中交渉

(一) 交渉会議の前夜

(二) 「以不治治之論」対「實效管轄領有論」をめぐる交渉論争

1. 第一回中日交渉

2. 第二回中日交渉

3. 第三回中日交渉

4. 交渉決裂の寸前

(三) 英公使調停下の間接交渉

(四) 日清両国間互換条款の成立

(五) 条約に潜在した帰属問題

(1) 互換条款から見た台湾帰属

(2) 互換条款から見た琉球帰属

三、結論

(一) 日本側の「政令有無」説

(二) 中国側の「政令異同」説

* 執筆 者：張 啓 雄

所属／職位：立命館大学経済学部／客員教授・中央研究院近代史研究所・台湾大学／兼任教授

機関住所：〒525-8577滋賀県草津市野路東1-1-1・台湾11529台北市南港区研究院路二段130号

E-mail: mhchc@gate.sinica.edu.tw

- (三) 東洋正理という「以不治治之論」
- (四) 「以不治治之論」的な主権観

一、序論

(一) 台湾をめぐる多民族構成に潜在した問題

(1) 「高砂族」の台湾移住

台湾に移住した種族のうち、最初に移住した先住民は旧マレー系インドネシア種に属する高山族、つまり高砂族であるという見解が通説であった¹。しかし、「高砂族種族は時を同じうして渡島せるものではなく、南より北へと流る、黒潮又は颱風の通路に当る本島への海岸へ、馬來諸島方面より吹流されて漂着せる者もあったらうし…〈中略〉…比律賓からバタン列島を経て到来せる者もあらう²」。すると、高砂族は先住民ではあるが、原住民ではない。

ところが、高砂族の原住民の相違でその言語も互いに通じないし、その族群も違う。その族群を分類すれば、泰雅(Taiyal)・賽夏(Saisiat)・布農(Bunun)・曹(Tsou)・魯凱(Rukai)・排湾(Paiwan)・卑南(Puyuma)・阿美(Ami)・雅美(Yami)などの九族であり、今では16族へと増えつつある³。

近代になり、高砂族は原始的な部族関係であり、互いに独立した村落自治体として存在してはいたが、統一的な統治機構を組織していなかった。そのため、原住民の意志にかかわらず、その土地を略奪しうる西洋の近代国際関係に編入された台湾をめぐる国際政治史上、「先占」原則(occupation)という西洋近代『国際法』秩序原理の口実下、これら西洋的な「近代国家」= 国民国家(nation state, 民族国家)としてまだ形成していなかった部族集団の居住領域は「無主地」と見なされ、いずれの国家でもこれを先占して領有できるように扱われた。高砂族はちょうどこのような時代に存在していた。

(2) 漢族の台湾移住

清王朝時代には、部族単位で存在している高砂族は、文化も人種も漢族とは違うので、両者が同様に清王朝の「天下型国家」の主権下に統治されても、事実上清王朝は高砂族を「化外の地」と見なし、「華夷分治論」という原則の下、「以不治治之論」= 「不治を以って治む」を持ちながら、「因人制宜、因地制宜、因時制宜、因俗制宜」という「部族自治」として扱われており、まさに東部台湾に部族的「独立王国」が点在しているような状態であった。

しかし、近世以降のヨーロッパ的な『万国公法』という国際法の見解から見れば、台湾西部が漢人地域で東部が生蕃地域と分けられた状況と異なり、東部の生蕃地域は清朝政令の及ばない領域と見なされるのみならず、主権は存在していない「無主地」として扱われるようになった。事実、この論理を口実に台湾東部の生蕃地域を主権の存在していない先占の対象として扱う紛争までも起ったのである。

高砂族に次いで、台湾に移住してきた人種は、いうまでもなく中国からの漢族である。漢族は福建の河洛系と広東の客家系という二種類に分けられる。河洛人は先住のため、台湾本島の沿岸一帯とくに西部の平原地帯を占め、客家人は後住のため、高砂族の住む高山地帯と河洛人の住む平原地帯との中間部の丘陵地帯に分布するようになった。

(3) 「漢蕃」雑居に潜在した問題

高砂族は、最も先に台湾に移住したので、平地にも山地にも分布している。一方、中国から台湾に移住した漢族移民は高砂族から区別するため自身を中華として、異質文化の高砂族を「番」=蕃と称した。それ故、平地に住むものを「平埔番」、山地に住むものを「高山番」と呼んだ。しかも漢化されたものを「熟番」、まだ漢化されていないものを「生番」と呼んでいた。これこそ、伝統的な華夷思想であった。

ところで、中国はこの「漢蕃」=「華夷」雑居の台湾をどう見ていたのであろうか。中華思想の見地から見れば、同質文化を持つ漢族および日増しに漢化されつつある「蕃族」により開拓された台湾は、表面的には依然として「化外の地」と称されるとしても、事実上、中国は華夷雑居、つまり漢族分布の拡大と日増しの華夷同質化によって、すでに台湾をその中央政府の直轄統治の一部として扱っていたと考えられる。

(二) 「實効管轄領有論」対「以不治治之論」

(1) 国際法的無主地先占原則

十五六世紀の西欧、無主地 (*terra nullius*) に対する領有概念は、その国際法において「発見即ち領有」の時代であった。しかし十八世紀後半になると、世界では「無主地」は殆ど殖民帝国主義国家に略奪された。それゆえ、発見が無主地を取得する領有の権原と成り得なくなる。その後、「無主地先占」の法理はが歐洲の国際関係上において、「発見即ち領有」が「実効管轄領有論」に取って代わられた。その国際法上の意義は、ある国家は、一つ「無主地」を発見する際に、その「無主地」は直ちにその発見国家の領有地になる訳ではなく、その「無主地」を領有する意図がある時に、先ず、その「無主地」を調査し、明確にどの国家にも属していない「無主地」である場合、国際的に宣告し、他国から異議がなかったら、始めてそれを「無主地」として自国の領土に編入し、実効的に管轄を加えることを指すのである⁴。

L. Oppenheim (奥本海) の《国際法》に拠れば、占領と管轄は「有効先占」を構成する二の基本事実である。その内容は以下の通りである。

1. 占領

先占国は必ず真に無主地を占領し、これを占領すると同時にを対外的に宣告し、さらにこの領土を意図的に自国の主権支配下に管轄する。一般的にこのような行動は当地に公告或いは国旗を掲げるべきである。

2. 管轄

占領者は一定の期限内で合理的な管轄制度を打ち立て、その領土を管轄していることを明確に示すべきである⁵。

しかし、有効的な先占は、必ずしもその新しい領土に統治機構を設置し或いは定住するだけではない。いわば定住しにくい土地には、定期的に巡視するか、必要の時に国家機関を派遣して巡視させれば充分である。対して、^{いたずら}徒に無主地に国旗を掲げ、それを占領の象徴にし、何ら実効管轄を実施しなければ、有効的な先占とはいえない⁶。以上を帰納すれば、国際法上の「有効先占」は必ず以下のような五つの条件を完全に満たさなければ成立しない。それは、(1) 領有の意図、(2) 無主地の確認、(3) 占領の宣告、(4) 占領の行動、(5) 実効管轄、などである。

(2) 「中華世界帝国」を律する《中華世界秩序原理》

1. 「中華世界帝国」概念

過去の歴史から見れば、「中華世界帝国」の邦(国)際関係は階層体制(hierarchical system)であったため、中国と周辺王国との間に対等関係を持たない。故に、中国はいつも「主国」或いは「上国」の地位を以て周辺の諸王国と主権不對等的な宗藩、主属関係を維持していた。中国の国際関係はなぜ不對等的な国際関係であったか? 図式で表現すれば、理解しやすくなるであろう。

天下 ≡ 中華世界 = 中心 + 周辺 = 我族 + 他族 = 華 + 夷 = 王畿 + 封邦 = 中国 + 諸王国 = 皇帝 + 国王 = 宗主国 + 属藩国 ≡ 中央政府 + 地方自治政府 = 「中華世界帝国」 = 「宗藩共同体」。

2. 中華世界秩序原理

上述のように「中華世界帝国」の天下概念に拠れば、我々は「中華世界帝国」を律する《中華世界秩序原理》を帰納すると、知らされている限りに、大体以下のような22項目の次級原理(sub-theory)がある。それは次の通りである。

1. 天朝定制論, 2. 王権帝授論, 3. 正統論, 4. 名分秩序論, 5. 事大交鄰論,
6. 封貢体制論, 7. 奉正朔論, 8. 大一統論, 9. 興滅繼絶論, 10. 王化論, 11. 華夷可変論, 12. 争天下論, 13. 華夷分治論, 14. 重層認同論, 15. 重層政体論, 16. 以不治治之論, 17. 五倫国際関係論, 18. 徳治論, 19. 義利之辨論, 20. 王道政治論, 21. 内聖外王論, 22. 世界大同論。

3. 「以不治治之論」に関する言説

本稿はまず、東洋の《中華世界秩序原理》の次級理論である〈以不治治之論〉(不治を以て

治むる論)について考察してみよう。西力東漸後、とりわけ晩清以降の中国が敗戦を重ね、それに伴いやむを得ず城下の盟を結んでから今日まで、西洋の《国際法》の〈実効管轄領有論〉が如何に《中華世界秩序原理》に取って代わり、東洋の国際体系を律する法理や東洋の国際秩序を解釈する唯一の原理となってしまったのかを確認し、さらにその不合理性について述べようと思う。論証の焦点は次の通りである。まず、〈以不治治之論〉は依然として今日の多民族国家が「民族自治」或は「地方自治」を実行する際に参照か利用かができる先行先覚のものであり、古いものであってもなお新しい、言い換えれば、古代に既に存在していたが、今日でも適用できるものであることを論証する。次に、「五倫国際関係論」をもって、東洋の国際秩序原理が持つ階層性と倫理性の規範力を論証する。この論証に基づき、西洋の《国際法》の秩序原理が東洋歴史の解釈権を独占していくうちに起こってきた合理性を持たない「以西非東」の論理を突破できると思う。

「宗藩関係≡中央政府+地方政府」については、ここでの地方政府は「地方自治あるいは民族自治」の地方政府である。本稿は、中央政府が地方政府を規定する原理を〈以不治治之論〉と呼ぶことにする。簡単に言えば、〈以不治治之論〉は西洋の《国際法》における〈実効管轄領有論〉とは相対的な概念である。その主要な法理は、「因人制宜、因時制宜、因地制宜、因俗制宜」の統治方式にある。つまり、中国歴代の政府が重視し、清朝政府も常に口にしてきた「属邦自主」=「政教禁令、聽其自為」の〈以不治治之論〉である。中国は何故〈以不治治之論〉の原理をもって天下を治めていたのだろうか？それは、《中華世界秩序原理》の中には、〈五倫国際関係論〉の原理が存在するためである。例えば、中国、西藏の歴史関係は、五倫の中、「唐蕃和親」によって「夫婦倫」を形成する「翁婿関係」であり、「翁婿関係」が「翁婿之邦」を形成する。その後、皇室が世代交替につれて「舅甥関係」となり、邦国関係は「舅甥之邦」を形成し、「夫婦之邦」と統称する。〈五倫国際関係論〉の中で、「兄弟倫」をもって天下を統治して歴史に名を遺したのは、宋・遼の「兄弟之邦」の百年和平である。これは天下が、その構成員が従順すべき家族的倫理精神を持ち、故にともに享受できる調和秩序が成立する。それによって、天下は太平になり、全民がそれを分かち合う。天下は中央政府+自治地方政府という宗藩関係により分かち合っていて治めているわけである。このような歴史的な文化価値の理想は、実に「中華世界帝国」が華夷を包容して、《中華世界秩序原理》の〈五倫国際関係論〉を貫徹し、さらには「天下一家」的倫理秩序を形成したことに起源するのである。

「以不治治之論」の起源を詳らかに考察すれば、これは「五服」体制から出たものである。《國語》〈周語〉上篇に、「夫先王之制、邦内甸服、邦外侯服、侯衛賓服、夷蛮要服、戎翟荒服⁷」とある。「服」は邦内、邦外=天下が、各々天下秩序を共に遵行する最大公約数である。鄭玄の「服」字に対する注釈には、「服、服事天子也」とある。つまり、天子が天下を統治する時、「服制」の親疎が異なるため、臣が天子につかえる服属の程度にもそれぞれ差がある。逆に言えば、天子は地理的遠近によって異なる「服制」を定める；また、「服制」の区分によって、統治者

が採用する統治方式も各々異なる。これがまさに古典経伝中にいわゆる臣が天子につかえる服事の体制である。

「服制」の区別から、天子の統治領域は、「化内」より「化外」に向かって絶えずに拡大し、また「王化」の力が絶えずに拡大するにつれてさらに拡大し、最終的には、意余って力足らず政令が及ばないところに至る状況を免れない、ということが分かる。それゆえ、また「服制」の不同により「統治方式」も各々異なるということ、「由近及遠」により生まれる統治力、また「由強而弱」の遞減する現象、それゆえ、その管轄概念も次第に「治」より「不治」への觀念拡大にする。「治」より「不治」へとかわることは統治作用が遞減するというよりは、「統治領域」が絶えずに拡大することにつれて、統治の力が及ばない現象をもたらし、そこから「統治作用」が相対的に遞減する現象が起こると表現した方が妥当であろう。しかし、「化内」か「化外」或は「治」か「不治」かを問わず、いずれも因人制宜、因時制宜、因地制宜や因俗制宜の便宜上の措置である。況や理論上に、これらはいずれも早くからすでに「天子統治天下」の〈天朝定制論〉の中に収まり、また「王者無外⁸」の前提のもと、「王者不治夷狄⁹」の思想をも生んだ。

「不治」は、「直接統治しない」という消極的意味から、「民族の自治」や「藩国の自治」という積極的意味へ次第に転換していった。要するに、政治の関係において、王畿からの距離が近ければ近いほど親しく、遠ければ遠いほど疎い；親しければ親しいほどさらに「治め」、疎いほどさらに「治めない」；半親半疎の関係においては、「半治」する。「親疎、遠近」の距離概念から、「礼法」と「臣従」の適用程度を表し、図式をもってその宗藩関係の要点を示せば、親近＝法治＝内臣、疎遠＝礼治＝外臣、極疎遠＝礼治＝客臣、完全疎遠＝不治＝不臣となる。まとめて言えば、これがまさに「以不治治之論」の根源である。

言い換えれば、「天子」が統治する「天下」は、理論上では限りがない。管轄の作用の強弱も遠近、親疎が外へ拡散することに伴って差が生じ、強い作用が次第に弱くなり、甚だしくは完全に無になってしまう。《中華世界秩序原理》の「以不治治之論」は、このような「有」から「弱」へ転換し、さらに「無」に変わってしまう過程で生じる、「統治」(郡県)から「半治」(理藩院)を経て、「不治」(礼部)に至る現象である。一方で、「省県体制」は朝廷から直接官吏を派遣して治める「実効管轄」である；また、理藩院は管轄下の属土を管轄し、行政は旗長や噶廈などに委任して民族自治を行うが、清朝政府が原住民たる王公官員を任命し「税が軽く賦が薄い」餉税を徴収するほか、軍隊を派遣して駐屯させるのみならず、庫倫大臣、駐藏大臣、西寧大臣などをも駐屯させて、外蒙、西藏、青海の行政体系を監督させ制御する。

これこそ、「不完全以不治治之論」或いは「不完全実効管轄領有論」である¹⁰。そして、礼部はその管轄下にある「属藩」に対して、それは文化的に同質のものであるため、「王化論」の見方から礼遇され、殆ど「封貢体制論」のみ要求されるように「民族自治」、「地方自治」＝「因人制宜、因地制宜、因時制宜、因俗制宜」という王国自治の国柄である。

4. 中国側から見た台湾府の華夷分治

明王朝の正朔を奉じる遺臣として、中国を代表する正統政権を主張する国姓爺・鄭成功が台湾を中国の固有領土として見なしているのも、恐らく次のような天下観に基づいたものであろう。鄭成功が、オランダ占領下の台湾に進攻する際に、植民地台南ゼーランディア城（熱蘭遮城）のオランダ守將に告ぐ書には、

台湾者中国之土地也、久為貴国所踞、今余既来索、則地当帰我¹¹。

と大義名分を掲げたのである。清王朝時代になると、それに続き、明鄭政権を滅ぼし、中国を統一したことにより、台湾は改めて清朝中国の版図に収められるようになったのである。

清王朝は台湾に対して、その統治の方法は依然として中国の歴史文化価値に基づいて「華夷分治論」を以て台湾を管轄していたわけである。それは大体中央山脈を中心にして、台湾を東西に分けて、異なる統治方法を以て管轄している。その西部は平野でありしかも漢族が農耕で生息している地域であるのに対して、東部は高山であり高砂族が狩猟で生息している地域である。台湾には、華夷が互いに住み分けている島であるため、清王朝はそれを「華夷」とし、東西を分け「華夷分治論」を以て、「華」に対しては、中国の本部と同様に「實効管轄領有論」を以て治め、「夷」に対しては、中国内陸辺境部と同様に「不完全以不治治之論」（不完全な不治を以て治むる論）を以て、治めているのである¹²。すると、台湾の西部は中華という「化内之地」となり、東部は生番という「化外之地」となったのである。

清王朝は華夷観により台湾を「化外之地」と称する一方、「生蕃の土地は中国に隸属する¹³」とも規定した。その理由はどこにあるのであろうか。清朝は、中華世界秩序原理の「華夷分治論」を以て異質文化の「生蕃」に対し、「因時制宜」、「因人制宜」、「因地制宜」、「因俗制宜」的な「民族自治」および「地方自治」という政策を採っていたのである。その言葉を借りれば、次の通りとなる。

生蕃人等向未繩以法律、故未設立郡県、即『礼記』所云不易其俗、不易其宜之意、而地土実係中国所属¹⁴。

その意味を翻訳すれば、中国は生蕃地域にずっと法律で縛ることをせず、故に郡県を設けない。即ち、『礼記』の言うとおりに、その風俗を易えず、その宜を易えないという「因時制宜、因地制宜、因人制宜、因俗制宜」のためではあるが、その地域は確かに中国に所属する土地である、というのである。換言すれば、中華思想において化外の地と扱われる土地であっても、それは中国領土の一部であるとする考え方が中国人の歴史文化価値に潜んでいるのである。

(三) 問題意識

ところが、この『中華世界秩序原理』の下に発展してきた華夷秩序観は、近代にヨーロッパで発展してきた『国際法』原理と相容れなかった。西洋の近代国際法原理の見解からすれば、多民族国家たる中国が台湾とは中央と地方間の主属的な政治関係が有っても西欧的な近代国家(nation state 即ち民族国家)を創出する以前から、台湾は中国主権の及ばない領域であり、たとえ漢族が台湾の主要民族であったとしても、いかなる近代国家も台湾を先占しうるだろう。即ち、漢蕃雑居の台湾は全く「無主の地」と見なされていた。それ故、西力東漸以降、台湾は国際政治的に列強の争奪対象となる運命を辿ってきた。このような政治衝突はもともと文化摩擦ではあるが、結局、東西両洋間において起こった文化摩擦は政治紛争に発展し、最後には武力による解決が避けられないようになってしまったのである。

それゆえ、本文では、上述した『国際法』に基づき、「有効先占」の基本要素を以て、明治政府が唱えた「台湾番地無主論」という「無主地先占論」の趣旨に合致するのかを考察してみよう。

二、台湾主権帰属に関する日中交渉

(一) 交渉会議の前夜

米公使ビンガムの抗議によって、台湾通のル・ジャンドルの台湾遠征従軍は不可能となったにもかかわらず、台湾遠征を強行して、遂に台湾蕃地に進退兩難^{ジレンマ}の立場に陥ってしまった都督西郷は、ル・ジャンドルの密渡台を本国政府に願い出てきた¹⁵。明治政府は、7月15日に特例弁務使として「李仙得ヲ派シ、福建地方エ行カシメ」と西郷にこたえた。その狙いは、勿論李鶴年「総督其他ノ官員ニ游説セシメ」と同時に、柳原(北京)と西郷(台湾)間の「隔絶不通」を彼によって「気脈ノ相通スル」ようにすることにあった。

恐らくその内訳は、概ねにル・ジャンドルは中国の官員に対して生蕃の「罪ヲ問ヒ懲治^{ちやうち}ノ処分ニ及ヘル事情ヲ細述シ」、日本政府の「要求スル所ヲ談話シ」、日本欽差ト清国政府ヨリ差出セル全権トノ談話¹⁶に献言させ、さらに「内ヲ搔キマゼ候見込モ有之、…〈中略〉…尤其地ヘモ是非来リ候¹⁷」と示したように、中国官員説得・北京の柳原と台湾の西郷間の連絡役・中国に対する混乱策・台湾蕃地への潜入などが狙いだった、と纏められるだろう。

ル・ジャンドルは、7月21日日本を発ち、8月5日厦門に着いたが、翌日に厦門駐在米国領事ヘンダーソン(Henderson)が彼を合衆国憲法違反及び、1858年の米中和親条約第11条の中立義務を違反するものとして逮捕した¹⁸。逮捕されたル・ジャンドルは間もなく釈放されたが、帯びていた任務の遂行、特に西郷の要請により台湾蕃地へ赴くことが結局不可能となった。そこで彼は上海において、匿名で Is Aboriginal Formosa a Part of the Chinese Empire ? (『台湾蕃地無主論』) という著作を発表した¹⁹。その旨は、中国が台湾蕃地に対して、「管轄権の遂

行」をしていないので、台湾蕃地に対して主権を持たない。それ故、日本の台湾出兵は「無主地先占」原則に従って、台湾蕃地を占領したわけである。したがって、その土地の管轄権が充分にあると、日本の台湾出兵の論拠を支持するものであった。その後、彼は、厦門から上海を経由して、日中交渉のため上海に着いた大久保の随員として北京に赴いた。

日本政府は、柳原と相応させるために、ル・ジャンドルを派遣すると同時に、柳原にも「清国トノ談判要領」という訓令11カ条を発した。この訓令は、明治政府が既に台湾蕃地に対する植民・領有をあきらめたが、撤兵に代る償金獲得を望んでいることを明かにした。先ず、領土の占有については、台湾蕃地占領に代わって、琉球の排他的領有と朝鮮の「独立」を謀ることをはっきりと示したのである。これらを実現するために、訓令では、「準拠シ達意談判スルニ因リ、万一兩國ノ交和相保タザ」らば、その「責ヲ公使ニ帰セス」と政府の談判態度を示した²⁰。

この訓令を受けた柳原は、償金獲得と絡んだ生蕃膺懲の大義名分を達成するために、徒らに遷延させることは清国の軍備増強に対して、眩日弥久は日本軍に不利になると見て、その対清交渉の態度を西郷援護から一転して強硬化させた。8月24日(旧暦7月13日)、柳原は結着をつけるため、「我国ハ自主権ニ仗リ、無主ノ生蕃ヲ征撫シ、我カ風化ニ帰セシムルノミニシテ、清国ノ物議ヲ許ササル²¹」という強硬な照会を中国に通告した。これに対して、8月26日、中国は「蕃地ハ清国領土ナレハ、清国ハ其ノ自主権ニ基キ物議ノ如何ヲ論セス、自ラ蕃地ニ於テ議弁(辦)ヲ行フヘキ²²」と、主権護衛のため、柳原の主張を斥けた。これによって日中兩國の交渉は行詰った。

その後上海に着いた大久保は、中国軍隊5千人の台湾澎湖への移駐、電話架設など様々な対日戦備の進捗、及び李鴻章の対日開戦主張を駐上海米領事館からも聞いた²³。そして天津に着くと、柳原から日中交渉の行き詰まりの状況報告および清国駐在の外交使節総引揚の進言を受けた。柳原は「彼カ不備ニ乗シ我武威ヲ揚ル」べしとも提言した²⁴。まるで開戦前夜の雰囲気であった。

このような雰囲気の下、9月10日に北京に到着した大久保は、柳原と総理衙門との間に行われていた「面商ノ次第及ヒ往復照会文等」を「一一見聞」し²⁵、そして台湾よりきた福島から台湾実況「調査」を聴取し、さらに、私人法律顧問ボアソナード、および公式会談に現われないル・ジャンドルらの意見を諮問し、対清交渉の準備を整えた²⁶。

(二)「以不治治之論」対「實效管轄領有論」をめぐる交渉論争

台湾出兵をめぐるこれまで日中論争の趣旨について、まとめてみると、日本側は、台湾生蕃が無主野蛮で、中国の政教の及ばない化外の地であり、日本の生蕃膺懲はその独立国としての自主権に基づくものなので、中国の干渉すべきところでない主張する。

これに対して、中国側は、台湾全域が中国の版図に属するのみならず、琉球も中国の属藩で

あると強調しながら、台湾の生蕃も中国の属民で、属民による属藩の琉球漂流民に対する殺害事件は中国の内政であり、日本は速やかに台湾から撤兵すべきだと、繰り返して主張している。

北京談判は、9月中旬の第一回会談から10月下旬の交渉妥結まで、会議7回、照会7回往復、その期間1ヵ月半にわたって、行なわれていた。交渉会議の席上において、日本側は西洋近代『国際法』秩序原理、対して中国側は東洋伝統的な『中華世界秩序原理』を依拠とし、それぞれ主張を持ち出して論じていた。

1. 第一回中日交渉

第一回会談は、9月14日に総理衙門で開かれ、日本側から大久保全権辦理大臣と柳原駐清公使、中国側から恭親王以下総理衙門諸大臣が出席した。席上、大久保は、先ず日中両国の論争を要約し、「貴国政府ハ生蕃ヲ属地ト云ヒ、我国ハ之レヲ無主ノ地ト云フ」と、両国の対立点を改めて確認した。それから、大久保は、台湾生蕃を属地とする中国側の証拠を問うた。大久保は、「貴政府生蕃ニ於テ、実地幾許ノ処分有リヤ」と聞き、文祥は、「証拠トスヘキモノハ、『台湾府誌』有り」と挙げた。

ついで、大久保は、台湾生蕃を属地とする中国側の「西洋近代国際法原理」的な根拠を問うた。大久保は、「公法ニ云フ。荒野ノ地ヲ有スルトモ、其国ヨリ現ニ其地ヨリ益ヲ得ルニ非レハ、所領ノ権及ヒ主権アルモノト認ムルヲ得ス」と主張したのに対し、沈桂芬は、「中華世界秩序原理」的な根拠に基づいて、「同(蕃)地ヨリ、歳々餉税ヲ納ムルヲ以テ大清国ノ属土ナル事判然ナリ。…〈中略〉…其輪餉等ノ事、已ニ照会ニ詳ナリ²⁷⁾」とし、さらに中国と諸外国間に「政令の異同」が存在しうることを指摘し、中国は生蕃に対して「其風俗ニ宜クシ、其生聚ニ聽ルシ。叛者之ヲ征シ、服者之ヲ容レル。一向ニ兵ヲ設ケス官ヲ設ケザル」と反論した。

大久保は、台湾生蕃を属地とする中国側の主張に反論するため、逆に言えば台湾生蕃を無主野蛮と決めつける日本側の主張を支持するために、人民納税と徴税機構の有無という問題を提出した。沈桂芬は、この設問に、頭人より征して府県に納めると返答すると、大久保は、すぐ前以て用意した福島ふくしまの採訪録²⁸⁾にあった府県に納税していない開墾者との対話事例二つを提出し、「此地ノ田園ハ是レ我カ本地人ノ自ラ開シ」、また「此田園ハ、乃チ是レ本地人民ノ自ラ開墾シ、竝ヒニ朝廷ノ国輸正供ヲ借納スルコト無シ」と証拠を提出し、その台湾蕃地無主論を支持するために、中国側の提出した『台湾府誌』という官方記載の意義を否定し、「書籍上ニ載スル所ト雖トモ、其実、行ハレサレハ未タ拠トスルニ足ラス」と、台湾に渡り閩粵移民の自由開墾を理解せずに一方的に論断した。

最後に大久保は、今後の交渉主題を掌握するため、文書で二カ条の質問を提出し、その回答を要求した。その第一条は、中国が生蕃の地を版図内と主張するのならば、「貴国ハ該生蕃ニ於ケル果シテ幾許ハクノ政教ヲ施スヤ」、第二条は、「生蕃ハ屢々漂(流)民ヲ害スルヲ見テ、之レヲ度外ニ置キ曾テ懲弁セス…〈中略〉…是レ理ニ有ランヤ²⁹⁾」、という二問である。

ところで、瑯嶠地方の施政の実態は、果たして福島の間取り通りであったのであろうか。中

国の地方官吏の報告と福島自身の報告によって事実を明らかにしてみたい。

まず、瑯嶠地方の徴税実態について。同治13年4月(旧暦)台湾鎮・道の連名報告によれば、「査するに、瑯嶠十八社は鳳山県の所轄に帰し、年に番餉二十両有奇を完うするは、府志に載て在り、確かに憑るべく有り、不過其の荒遠に因りて、故に未だ官を設け經理せず³⁰」と述べられている。しかもその徴税額について、枋寮巡檢の報告によれば、「瑯嶠十八社生蕃は、…〈中略〉…通事に由りて年に鹿皮九十餘張、折銀二十両有奇を納めている³¹」。鳳山県の報告によれば、「瑯嶠社征銀五十一兩一錢五分六厘、此れ欠額社餉にして、交代案内に、歴年均く官の攤賠を為すに係る³²」、というのが瑯嶠地方の徴税の実態であった。この現実には照らして見れば、総理衙門の主張は一般論であり、福島の事例は特例であったとみなされる。

それから、福島は瑯嶠の帰属に関する「調査」で、瑯嶠地方が清の乾隆時代から漢人により開墾され、土人(生蕃)も鳳山県の經理・生員となっており、車城の南門も道光時代に官府により建てられたなどを発見した³³。さらには、福島が、「瑯嶠ハ我鳳山県ニ属セル語、事實其証蹟アルヲ見レトモ、其句ハ聲ヲ粧シ、唯生蕃ハ属地ト申ヲ我レニ聞取り、答話ノ柄トナシ、以後瑯嶠ヲ是ヨリ題セス³⁴」と報告した文書があることからわかるように、特例を以て一般論的な解釈をしようとした誤りは明確である。しかも、その特例二件の文脈から見ても、採訪した車城人は「土牛の禁」という中国政府の定めた法令を犯して、蕃界に侵入して墾植する脱税の漢人だと読みとれる。つまり、それら開墾者は「漢人」ではあって、「生蕃」という原住民ではないので、日本側の提出した「台湾蕃地無主論」という論理の証拠にはならないといえよう。

とにかく、第一回会談では、大久保は西洋の近代国際法を武器にして、納税していない限り、蕃地を中国の属地とすることは認められず、よって無主野蛮であると主張した。総理衙門は、「因俗制宜、因人制宜、因地制宜、因時制宜」により様々な形で税を徴しており、その地は蕃地と雖ども、実は中国の管轄に属しているものだと主張した。会談は論争のみに終り、結局、大久保の提出した質問書により、第二回会談にまわされた。

2. 第二回中日交渉

第二回会談は、9月16日に大久保弁理大臣の旅館で行なわれた。まず、中国側が、大久保の質問書に対する回答を書面で提出した。

第一条に関して、中国は、生蕃に対してその風俗により治め、その納税する能力のある者に対して社餉を徴収し、その性質のよい者に対して社学に入れていること、それは強制によってではなく、寛大の政で治め、行政上、最寄の州県にそれを管轄させているため、そこに特別に政庁を設けて管轄させるわけではないこと、この台湾生蕃のような少数民族に対する管轄は広東生黎其の他の中国内地にも見られることを指摘した。それぞれ統治方法が違っているので、「此れ即ち(中日修好條規という)条約中に載る所の両国の政事禁令の各異同有るの義」であることを強調し、両国の「政事禁令の異同」および修好条規の「政不干涉原則」に注意を促

した。

第二条に関しては、「弁理の難易遅速の不同が有ると雖とも、却って置擱して弁しないの件は從來無し」と説明し、日本の勝手な出兵を非難し、日本から照会があれば、総理衙門は必ず査弁すること、今後法を設けて漂(流)民保護策を講じるようにすると返答した。

大久保が中国の回答書を熟読したのち、会談に入った。会談では両方が生蕃が「二十両ヲ納ムル」という『台湾府誌』の記載に触れ、台湾生蕃が中国の属地となるかどうかは次回に論辯すべしとするに止まった。会談中、総理衙門も書面をもって福島の採訪録は蕃地無主論の証拠としては「不足為憑」と反論した。開墾者が納税か脱税かに拘らず、田園が人民により開墾され、中国人の間のみに買売を准すと雖ども、その所有権は中国朝廷に属するとして、「国有民用」という所有権と使用权とを分ける実状を強調すると同時に、軍隊の脅威下の採訪録がどのくらい信じられるか、とその不信を表明した³⁵。

この会談と照会応酬をまとめていえば、中国側は、中国の政事禁令が日本のそれとは異なるので、「生蕃事件」のような中国の内政に干渉しないことが日中修好条規の規定であると強調した。大久保は、会談中「当日ハ此レヲ以テ公事ヲ終ル可シ」と会談を終えると、その法律顧問ボアソナードに中国側の回答書に対する反駁書を書かせた。

3. 第三回中日交渉

第三回会談は、9月19日に総理衙門で行なわれた。まず、大久保は書面で反駁書を手渡した。そこでは、まず第一条の「宜其風俗^{よろしき}」に対して、生蕃が常に漂流民を殺害し「法治の実」が見られないため、「寛大の政」というよりは無律であり、故に「無律は無国也」とした。「力能輸餉者」に関しては、第三者(頭人)を通じて国家に納入したものは「不得稱之為稅也」つまり無税というほかないとした。「質較秀良者」に関しては、これを全民教育とは取らず、単に「取二三蕃児入学」のみで、国家の教育とは認めないとした。「各婦就近州州県分轄^{それぞれもより}」に関しては、分轄というものは果たして「訟獄ヲ理シ兇残ヲ制スルニ足リル」かどうか、問題であるのであって、生蕃管轄には「在実不在名」を問わざるをえないとした。「中国政教由漸而施」に対して、「台湾八府県建設以来二百余歳有り」といえるが、生蕃に対する教化の効果は見られず、「何其太慢也」とした。「両国政事禁令」の相違という中国の説明に対しては、生蕃の罪を問うたか問わなかったかによって「台地之案^{ぼたんしやじけん}」を判定しようとした。つまり、「政令異同」を問うているのではなく、「政令有無」を聞いているのであり、中国の「自主之権」に対する内政干渉とか「条約之義」に関する修好精神とは無関係であると、中国に反駁した。

第二条については、「査中国与各国通商」という一ヶ所に対してのみ反論した。航海者保護は他国の照会を待たずに査弁すべきであるが、他国は中国に照会しないことを責めるのは「擱置不弁^{たなあげ}」に他ならないと見なすべきであり、今問うべきなのは各国の航海者のために、中国が「蕃地開拓・蕃俗教化」に関して一体何を行なったかと強調した。換言すれば、「政教有無」の「無」を強調したのである。

この二カ条に関する日本側の論点をまとめていえば、中国は生蕃に対して「無法・無税・無教」であると日本が一方的にきめつけ、中国が生蕃に対して政教を及ぼした実績がないのみならず、生蕃の残暴に対しても「擱置不弁」である以上、中国に換わって日本が航海者のために蕃地を開拓し、蕃俗を教化するという狙を少しも隠そうとしなかった。

さて、中国側は、反駁書を熟読してから「別ニ書ヲ以テ答覆ス」^{へんじ}ることを約したのち、会談がはじまった。大久保は、前回の国際法論理に続く議論を展開し、「政権ノ及ヘル実績ナシ、公法上ニ於テ政権及ハサル地ハ版図ト認メスト云ヘリ。我レハ、決シテ貴国ノ版図ニ非サルヲ信ス」とその「台湾蕃地無主論」を再三強調した。これに対して、文祥は、「万国公法ナル者ハ、近来西洋各国ニ於テ編成セシモノニシテ、殊ニ我清国ノ事ハ載スル事無シ。之ニ因テ論スルヲ用ヒス、正理ヲ以テ熟ク商談スヘシ」と、「無主地先占」原則という西洋近代国際法原理の適用を斥け、東洋の「正理」を以て論議すべしとした。つづいて、文祥は、「政事及ハサルノ名ヲ以テ、中国ノ管轄ニアラストスル等ハ、幾回辯論アルトモ、我レニ於テハ、拝読スル能ハス」³⁶と、日本が蕃地無主論を再び持ちだすなら、中国はこれを内政干渉と見なし、今後一切答辯はしないと、憤慨を示した。

「版図ト稱スレハ、之レカ証跡ヲ問フハ止ムヲ得サル所ナリ」という大久保の質問に対して、文祥はさらに、「若シ我ヨリ生蕃ノ地ニ政令ヲ施セシ事無シト云ハ、此他、四川・雲南・湖南・湖北・瓊州等ノ如キ地諸方ニ之レ有リ、既ニ京師近傍ニモ右ニ類スル地アリ、官ヲ設ケサル所多シ、右等ノ地ヲ拳ケテ々々版図ナラス」とするののか、と反論すると同時に、「政事禁令ハ互ニ予聞セサル所」と主張した。中国戸部尚書・董恂も「数十卷ノ書ヲ出シ、此レ台湾収税簿ナリ」と示した。

対して、日本側は「見ルニ暇アラス」を理由として、中国側の徴税の実績証拠に直面することを避け、大久保は、「生員^は是^は中国生員故該住処即為中国之地」という中国側の見解を認めないことを改めて指摘し、それは「譬へハ、貴国ヨリ米国へ書生ヲ派セラレンニ其書生ノ住シタルニ因リ、米国ヲ属地ト見做ス事ハ能ハサルヘシ」と大雑把に留学生を国内学生と無理やりに類比して断言した。これに対して、沈桂芬は「其土地ニアル者ヲ官ヨリ選テ生員トナセシモノナレハ、其地ハ中国ニ属ス可シ」と生員は政府管轄下に設けられた学校に^お居る学生をさすと答え、そして中国の科挙制度の下に地方試験で採られたものならば、その地は中国の領域で、その生員は中国人であるため、科挙の参加者は中国人・科挙の行なわれる領域は中国の領域と見なすべしと主張した。

日本側は「再ヒ論辯スルヲ須ヒス」として会談を終えた³⁷。この第三回交渉をまとめていえば、日中両方は、前回につづき依然として、台湾蕃地が無主地か中国属地かをめぐって論戦を展開している。国際秩序原理から言えば、「不治を以て治む」対「実効管轄領有論」の論争であった。

ここに次の事を指摘したいと思う。大久保は生蕃事件に対し「事涉兩國、豈可置而不問」(反

駁書第一条)といい、また「我カ人民、此ノ如キノ害ヲ受クレハ保護セサルヲ得ス」(会談の対話)といった。この発言中にある「両国」・「我カ人民」とはなにかを指していたのであろうか。大久保が明言しなかったのは何故か、実に興味深い。

ついで指摘しなければならないのは、日中両国の論理を測る共通の物差しがないことである。日本が台湾蕃地無主論を唱えるための武器は西洋近代国際法原理であったのに対して、中国は、国際法(万国公法)を西洋的なもので中国には通用しないと斥け、あくまでも中華世界秩序原理をもって台湾蕃地中国所属論を貫き、防衛している。めいかくにいえば、「西洋近代国際法秩序原理」と「中華世界秩序原理」との間に共通の基準を見出せない限りに、結論には至らないであろう。

9月22日、総理衙門は、前回会談において日本側の提出した反駁書に対する反論書を提出した。

第一条において、総理衙門は、戸部の徴税帳と日本漂流民・佐藤利八の救護事件を例として、大久保の無税・無教の説に反論を加えながら、日本の照会があれば、中国は必ず査弁するので、中国の内政と自主権は日本の干渉すべきところではないと、従来の中国の主張を改めて強調した。

第二条においては、総理衙門は、再び台湾生蕃に救助された日本漂流民・利八を例にして挙げ、佐藤利八自身^{てんまつしよ}の顛末書からしても、日本外務省文書からしても、彼が害を受けたとはまったく指摘されていないのみならず、感謝の言ばかりであるため、中国側がこれに基づいて査弁しようとしても、「無可弁^{べんりすべからず}理」であるとし、まして、日本の照会がない限り、中国は査弁する根拠もないと反論した。まとめていえば、総理衙門は、「生蕃地方本属中国」という原則を繰り返し強調したのである³⁸。

ここで、再び注意しておきたいのは、前回の交渉における大久保の「両国」・「我カ人民」という言い方に対して、総理衙門が「利八等遭風一案」という例を挙げて応じたことである。その案では、大久保が琉球漂流民殺害を明示的に取り上げることを望んでいても、そうすると、琉球の宗属関係をめぐる日中紛争を改めて引き起こすことになるので、結局曖昧な言い方に止まったのではないかと思われる。中国側は、琉球漂流民殺害案を中国の内政として、前には柳原の論理を斥け³⁹、今回も「利八等遭風一案」しか扱わないこととしたのである。

9月27日、大久保は、ボアソナードの意見に照らして、総理衙門へ反駁書を送った⁴⁰。大久保は、まず日中交渉の問題点を提起した。大久保は、今日に至って日中交渉がまだ結論を出せない所以は「台蕃属否之実未判」にあるのであるから、その実を判定するため、「該地有無政教」つまり、中国の生蕃管轄^{じっせき きやうめい}の実績を究明しなければならないとして、判断の基準を提起した。そして、「該地有無政教」を判明させるためには、「理之公者」たる欧洲著名国際法学者の「公法」を唯一の基準として判断すべきだと主張し、その基準によって、「台湾蕃地は中国の政教の及ばない無主地」という結論を片方的に下した。大久保は、中国に反駁の余地を与えないように、

証拠として『台湾府誌』に記載する生蕃の殺を嗜む風俗を引用し、さらに、中国側が「之ヲ捕ヘル吏ハ無シ、之ヲ懲ル官ハ無シ」という状況を挙げて、「是ハ政令教化有リト謂フカ」と問うた。最後に、彼は参照として、「照会副単」および「公法彙抄」という日本側の主張、およびそれを裏づける欧洲国際法学者の国際法論理の抄録を提出した⁴¹。

「照会副単」では、先の総理衙門の所論に対して個別的に反論を加えた上、結論として、「本大臣ノ問フ所ハ、政ノ有無ニ在リ、異同ニ在ラス」と強調した。「公法彙抄」には、欧洲国際法学者ハツテル（発得耳）氏・マルタン（麻爾丹）氏・エフトル（葉非徳耳）氏・ブリコンシリ（貌龍西利）氏などの「無主地先占」に関する国際法論を抄録した。その旨をまとめていえば、国家が無主の土地を領有する意思を示すほか、実効的に管轄することが必要であるという「実効管轄領有論」の学説であった。しかし、大久保の狙いは次のような「公法彙抄」の最後の一言葉にあったのだと考えられる。「故ニ、一国カ邦土ヲ掌管スルノ名有リト雖モ、而モ其ノ実無キ者ハ、他国ハ之ヲ取りテ公法ヲ犯スト為サス」。つまり、中国の生蕃統治を有名無実とし、したがってこれを攻め取っても公法には差支えないことを示したのである。

ここに、また注意すべきことを述べておきたいと思う。「照会副単」の第二条で、大久保は、佐藤利八漂流の件について、「当時我カ国ハ既ニ台蕃ヲ貴国ノ化外ト為スヲ認メ」、そのため、台蕃に関する事は中国に照会する必要がないと考えたが、「惟タ貴国ノ官弁ハ難民ヲ厚ク遇シテ救護ノ備サニ至ル。是レ領事ノ称謝スル所以ナリ」と述べた。換言すれば、日本の台湾出兵は佐藤利八漂流案に起因したものであることを意図的に指摘したのである。大久保が佐藤利八漂流案と台湾出兵とを直結させた理由は何であろうか。明確に言えば、台湾蕃地帰属案を解決する前に琉球帰属の論争を惹起しないように仕組んだからである⁴²。

ところで、大久保の引用した「先占」(Occupation)は、「無主地に対して国家が占有の意志をもって事実的支配を及ぼすことによって成立する⁴³」という原則を唱えていた。しかし、それは『国際法』「先占」原則⁴⁴の十分な説明ではない。先占について、田畑茂二郎は「かならずしもそこに統治機構を設けたり、定住しなければ、実効的な占有が成立しないとはいえない。例えば、定住の困難な土地の場合には、定期的に巡視するとか、必要な場合随時国家機関を派遣するなどのかたちでも充分であるといえる」と述べている⁴⁵。

厳密に言えば、『国際法』の「先占」原則の定義は、無主地 (terra nullius) を占領するのに次のような条件を満たさなければならない。それは、(1) 領有の意図、(2) 無主地の確認、(3) 占領の宣告、(4) 占領の行動、(5) 実効管轄等の五段階に分けて進めなければならない⁴⁶。このような『国際法』の「先占」原則に照らして考察してみれば、大久保が採った段階取りは二つしかない。それは、(1) 領有の意図と(4) 占領の行動という先走りした段階の二つのみであった。その他、(2) 無主地の確認をしない、(3) 占領の宣告をもしない、及び(5) 実効管轄は勿論、想定されていない。ついに、「有主地」に侵入してしまったのである。

この「先占」原則によれば、総理衙門の主張したように、最寄りの官公庁による分轄・徴税

の実態・生員の選抜という事実は少数民族を持つ中国が「民族自治」、「地方自治」を行なっていることを示すのであり、そこに中央政府の管轄力の強弱の差があるといっても、管轄の実績がないとは言えなくなるだろう。大久保の言葉を借りれば、大久保は「政令有無」の「無」を強調するのに対して、中国は「政令有無」の「有」を強調していた。しかし、大久保がわざわざ欧洲の国際法学者の学説を抄録して総理衙門に送った意図は、もちろん、清朝の支配者が欧米の近代的領土主権観を欠いていたこと、あるいは受け入れようとしなかったことを利用して、台湾蕃地無主論という公法の論理をもって中国からの「譲与」か「奪取」かを獲得しようとすることを意図したのである。

これに対して、9月30日、総理衙門は反論書を大久保に送った。その中で総理衙門は、日中修好条規第一条(「両国所属邦土、不可稍有侵越」)、第三条(「両国政事禁令、應聽己国自主、不得代謀干預、不准誘惑土人違犯」)の二カ条をもって日本の条約違反を非難し、「台湾地方ハ、本ト中国ニ属シテ辯論ヲ待タス、久シク中外共ニ知ル所ト為ス」と、従来の中国の主張を再述した。そして、大久保が送った「公法彙抄」に対して、日中両国が修好条約を結んだ以上、両方共「只タ条規ヲ遵守シテ事ヲ弁スル有リ」と日本の修好条規遵守を迫った⁴⁷。

これに対して、10月4日、大久保は総理衙門に返書を送った。彼は、まず、中国の政教が蕃地に及んでいないことを強調し、次に、台湾蕃地の中国所属論を「有名無実」として、修好条規によらず、「公法」を以て蕃地帰属を断じるべきことを主張した。「徒ラニ条規ヲ引キ、邦土侵越・条約違犯ヲ以テ人ニ加ヘテ」非難するのは「友邦」日本に向ってなすべきことであろうかと反論した⁴⁸。これに対して、総理衙門は10月11日になるまで返答しなかった。

ところで、ここに持出された「至我難民一案」がいったい佐藤利八案を指すのか、琉球案を指すのかを大久保は依然として曖昧にしたままであった。

10月5日、大久保は、交渉が平行線のままの状態を憂慮、総理衙門へ赴き、第四回会談が行なわれた。総理衙門は、「生蕃ノ地、我ガ管轄ニ非サルヲ強辯セラルハ、貴大臣等ノ言フ所和好ノ主旨ニ反戻スルニ似タリ」と日本を責めたのに対し、大久保は「生蕃ノ地ハ、無主ノ野蠻ナル事、素ヨリ我カ認ル所ナリ」と反駁した。それからの論戦は双方とも従来の趣旨を繰返すばかりであった。結局、大久保は「幾回談論ニ及フトモ、決ス可キ無シ、因テ近ク帰朝ス可シ」と決裂の態度を見せた。文祥は「帰国セラル事ハ、強テ駐ムル所ニ非ス」と返答し、会談は打切られた⁴⁹。遂に交渉は決裂寸前となった。

この時の大久保は、「徒ラニ辯論ヲ費シ時日ヲ送ランヨリ、寧口速ニ蕃地ニ着手シテ土民ヲ誘導セシムルヨリ他ハ無之⁵⁰」と考え、ポアソナードに、「公法上戦ノ名義」に関する意見を聞き、井上毅に中国に送るべき書簡を起草させた。しかし、大久保は、9月26日に英国駐華公使ウエードが「従来台湾全島、我カ見ル所ヲ以テスレハ、支那ニ属スル」と述べたこと、10月1日に米国駐日公使ビンガムが「御雇米国人ワツソン渡台ノ儀ハ今一応差止ムルヤウ指令⁵¹」を日本政府に求めたことに不安を感じ、各国公使の干渉を憂慮していた。しかも、中国が対日

戦備を日増しに整えつつあったのに対して、日本の対清戦争のための軍艦整備がまだ十分でなかったことに鑑み、直ちに戦争に訴えることは日本に不利だと考え、「緩急弛張ノ權ヲ我ニ於テ有スルヲ以テ、上策」とした⁵²。

10月10日、大久保は総理衙門に書簡を送った。大久保は、「鳳山県」も「福建省」も「総理衙門」も「漂流逢劫（漂流民が略奪に逢う）」のことを知りながら「化外ニ誘ケテ理セス」ということからみれば、「台湾蕃地中国所属」という「貴王大臣ノ版図之説」に疑問を持つと示した。つまり、「不繩以法律」、「不設立郡県」、「不設官設兵」、「文教有未通」、「政令有未及」ということは、「万国公法」に照らして見れば、大久保は「版図ノ名ハ果シテ実拠有リト為スカ」と、中国の版図主張を問い直すと同時に、「貴王大臣果シテ好誼ヲ保全セント欲セバ、必ズ翻然図ヲ改メ、別ニ兩便ノ弁法有ル」と、中国の「改図」、換言すれば譲歩を迫った⁵³。「化外ニ誘ケテ理セス」は、イコール「政令有無」の「無」という言い方自身に筋は通らない。明確に言えば、戦費を取ろうとするための口実しかない。

ここで再び、大久保は「漂流民逢劫」の件を提起した。そこに「殺」という文字を用いずに「劫」という文字をを使ったのは、まさに「殺」のあった琉球島民漂流案ではなく、暴風の「劫」に逢った佐藤利八案に直結しようとするものであった。しかし、それは、後に締結された条約上の賠償金において、中国側が日本国民佐藤利八等に賠償すると主張する根拠となってしまったのである。「漂流逢劫」に関しては、明治政府はこれを台湾出兵の口実に用いたが、日本国民佐藤利八らが卑南番社に救助されたことは明らかであり、再論の必要はないと思われる。一方、両属の琉球について、日本側は、中国が琉球には「撫恤」をしたが、台湾の生蕃を「懲罰」しなかったので、台湾蕃地には中国の法律が行われていない地域であり、したがって台湾蕃地は中国の領土ではないというような一方的な推理で「台湾蕃地無主論」を硬く取っていた。

しかし、事実上は、福建省の地方政府は、同治11年（1872年）2月25日付の公文書によれば、当時福建將軍兼署（代理）閩浙總督文煜および福建巡撫王凱泰は、台湾においての鎮・道・府に「認真査弁、以徹強暴而示懷柔⁵⁴」という査弁・懲罰の命令を下していた。査弁・懲罰の結果は不明であるといえども、それは王朝終末期に清朝の衰微による法律の不行届と台湾の鎮・道・府の官吏失職によるものである。「失職はイコール無主地」という言い方は論理上に問題がある。それをもって中国政府が「査弁」しなかったとは言い切れない。勿論、琉球の宮古島民漂流案の査弁の実態は、大久保が指摘したような「査弁しない」状態ではなかった。以上を総合すれば、台湾蕃地は「法律のない」無主地という大久保により言い切った「台湾蕃地無主論」見解の根拠は再考する必要がある。

4. 交渉決裂の寸前

総理衙門は、大久保の書簡の「臨去倦倦」（深く思いやるさま）という言葉を見て日中交渉の決裂を憂慮し、とりあえず翌11日に、10月4日付の大久保の照会に返答した。総理衙門は、

同じ論争を繰返したくないと述べた上で、「日中両国が修好条規を締結した以上、果たしてそれを軽々しく破棄すべきであろうか、貴大臣は万国公法を熟知しているので、公法ばかりを引くが、修好条規に全然拠らないのは果たしてよいことであろうか、また、万国公法のみによっても、日本の「拳動」が一一公法に合っているか否かも疑問がある」と反問した。そして、この紛争を解決するために、「中国側ニテ尽スヘキ所ハ必ス回避セサルヘキニヨリ和好ノ大局ヲ全クスヘク日本側ニテモ其ノ責ニ任セラレ度」と平和的解決の決意を示した⁵⁵。

10月16日になり、総理衙門は大久保の10月10日付の書簡に返答した。「漂民逢劫」の国際法的論理に対して、総理衙門は、重大の案は必ず照会を以て処理するのが中国のやり方であるとしながら、いくら「法律」を設けても「盡繩」^{もれなくしぼる}、「郡県官兵」を置いても「遍設」、「文教」を尽くしても「即通」、「民質」を同化しても「即齊」できない所があり、このようなこと少しでもあれば版図にならないのであろうか、と反問した。また、日本も東洋の国なのに大久保が物差しとして、「万国公法」一つしか採らないのは何故か、何故各国国情の異同によらないのかと反問した。とりわけ指摘すべくことは、総理衙門が「佐藤利八漂流案」を特に提起したことである。総理衙門は、彼は生蕃に救助され、「假館授饗」^{かんをかりしよくりようをさずけ}の恩恵を受けたと指摘し、それなのに日本は何故生蕃を政教の及ばない所と言うのであろうか、何故台湾の地方官吏から前米國厦門領事ル・ジャンドルへ送った「生蕃不入版図」という公文書を見たのに、ル・ジャンドル領事が中国に送った「番地実係中国所属」(番地は実に中国の所属領域に係わる)という返答、及び米政府が事件解決後に中国に送った感謝状を見なかったというのは何故であろうかと、総理衙門は日本への憤慨と不信を明確に述べた。

最後に、総理衙門は、「両便弁法」という解決策提示の要求に対しては、「惟好是図」、「妥結此案、不再辯論」としか述べなかった⁵⁶。しかし、その直後に、文祥は書面をもって柳原に中国側の「両便弁法」を提出した。それは「日本撤兵アラハ、将来ノ処分ヲ為ス可シ⁵⁷」というのであった。つまり、中国は台湾番地を版図と強調しながら、日本の台湾番地侵入を追及せず、代わりに日本が撤兵すべきであり、日本の生蕃懲罰の要求にこたえるため、撤兵後に中国がそれを処分するという「軍費償却」抜きの態度を示したのである。

10月18日、大久保は、文祥の「両便弁法」を中国側の「偏便」(片方だけの都合)とし、日本側の「両便弁法」を提出するため、総理衙門諸大臣を駐在旅館に招き、第五回会談を行なった。大久保は、まず日本政府の征蕃趣旨を、「我カ人民ヲ保護シ、蕃民ヲ開導シ、将来航海者ノ安寧ヲ保スルノ大義」に基づき、生蕃征討に乗り出した、と述べた。そのため、日本は、「我カ将士兵卒」の「生靈ヲ殞シ」・「莫大ノ費用」を払ったので、「貴政府ニ尽ス可キノ義務アリ、則チ亡者ノ祭資ハ勿論、蕃地ハ百事不便ニシテ、我カ需用ニ供スル者一トシテ之無シ、陣営ノ营造、道路ノ修築及ヒ兵士ノ食料等ニ至ルマテ、其費用莫大ナリ、之レ貴政府ノ我ニ償フヘキ事当然ナリ。…〈中略〉…豈ニ地ヲ貪ルノ意ナランヤ」と、ついに蕃地無主論を捨て、償金を引出すため、日本が償金、中国が領土という「両便弁法」を示した。

大久保が相手国の許可なしに出兵したのに弁償金を求めることは「貪ルノ意ナランヤ」だけではなく、大義名分までも「貪ルノ意ナランヤ」かであった。寧ろ清国側は日本側が無断出兵で台湾に侵入したことを指摘すべきであったのみならず、人殺し、建物破壊、作物損害を与えるなど様々な賠償を要求すべきであろう。

だが、沈桂芬は、「貴国討蕃ノ旨趣ニ於テ、我政府ニ於テ従前ヨリ不是ナリト云ヒシ」と日本討蕃の大義名分を否認しながらも、「償金ノ事、我レニ於テ条理無キニシモ非ス、然レトモ我レニ於テ査弁ヲ経シ後ニアラサレハ、明答シ難シ」と、償金により蕃地を回復する意思を示した。しかし、償金か撤兵かどちらか先行すべきかの論争をつづけて、結局、恭親王・文祥(会談に二人とも欠席)に「申告ノ後、奉呈スヘシ」とした。

ところで、沈桂芬は、生蕃の「暴逆」の件について、大久保に「琉球人其他云々ヲ言フナルベシ、然レトモ我レニ於テ、未タ其詳ヲ得サルナリ」と問い、「琉球の件」か「佐藤利八の件」かを確認しようとしたが、大久保は、「今日ノ来駕ハ、便法ヲ談セシ事ニシテ、決シテ他事ニ及フ可ラス」と、琉球問題さらにその帰属論争に関してはその回避策略を徹底した。

10月20日、大久保は、償金に関する中国側の検討の結果を知るために、総理衙門を訪れ、第六回会談が行なわれた。大久保が、「我兵ヲ撤セント欲セハ、人民ニ対シテ辯解ナル可ラサル所以」をもって、償金取得の必要を強調したのに対し、文祥は、日本の掲げた「討蕃大義」に釘をさした。「義ニヨリテ来リ義ニヨリテ去ルノ意ヲ以テ、撤兵セラル可」しと文祥は強調しながら、「我政府ヨリ一タヒ査辨ヲ経ルニ非サレハ、人民ニ対シ出金スル能ハス」と事件処理後でなければ出金できない旨を主張した。それから、大久保は総理衙門に対して「何等ノ方法ヲ以テスル」かと尋ね、文祥は書面をもって4カ条の基本方針を示した。総理衙門自身の要約によれば、第一条:「中国敦念和好、止能不責日本此举不是。該国兵退之後、由中国自行査弁。其(貴国)被害之人、酌量撫恤⁵⁸」、および第二条:「今既説明地属中国」というものであった。

それについて、中国は、日本が台湾蕃地に出兵したのは同地が中国の領土であることを知らないためであったので、日本の「不是」を非難せず、今後も提起しないと譲歩を示した。だが、日本撤兵後、中国は加害者の生蕃を査弁し、「日本国」の被害者に対して撫恤するということである。ここに注意すべきことは、被害者が「貴国」に限定され、「日本」の「難民⁵⁹」には撫恤の名目で救済金を給与するが、それをイコール償金、「兵費」とは認めていないことである。

この4カ条に示された中国側の基本方針に対して、大久保は、「属不属ノ事ニ渉ル可シ之レヲ論スルハ却テ無益ナルヘク」としながら、「因テ将来ノ事ニ就テ其方法等ヲ聴クヲ得ヘシ」と質問した。その意を推察すれば、大久保は償金を取得して撤兵しても、決して台湾蕃地を中国の版図として認めてはいなかったと考えられる。これに対し、沈桂芬は、念のために「労兵ノ為メニハ出金シ難シ、我カ大皇帝ヨリ貴国ノ難民ニ償フナリ能ク」と述べたのに対して、大久保は「我ニ於テハ、上ハ政府下ハ人民ニ対シ辯解有ルニ非サレハ、撤兵シ難シ、決シテ金ヲ

望ム所以ニ非ス」と強調した。

この結果、金額が両国の争点となった⁶⁰。争点となった原因を分析してみれば、中国は名分論、日本は実益に固執したからである。中国側は「兵費一層、関係体制、万万無此弁法⁶¹」つまり、「兵ヲ勞スルノ言ハ、誠ニ困却スル所ナルヲ以テ難民ニ報ユルノ説ニ換ヘラレン事ヲ申陳セシ所以」であり、日本側としては「莫大ノ費用」がかかったので、雀の涙ほどの「撫恤」金では「到底復命シ難シ⁶²」であった。

翌21日、大久保は鄭永寧を総理衙門に遣わして総弁周家楣と会見させ、覚書を手渡した。覚書には、「今貴国已任償当、但以特惜体面、欲以由皇帝恩典贍恤難民為名」と書いてあった。それは中国は、日本の蕃地征討の軍費賠償を負担するが、体面を惜しむために、軍費賠償とは言わず、難民撫恤の名目で日本に賠償するという撫恤論を軍費賠償論にすり替えてきたのである。日本側は、「別紙ヲ以テ確証ノ明文有ラン事ヲ希フ⁶³」、しかも「專契」をもって「所償金項」を明記した上、「関防蓋印」を含む「据信成事」という明文記載の公文書を「本大臣所懇囑者」と要求した⁶⁴。上述から見れば、大久保は、中国側の難民撫恤説を軍費賠償として解釈すると同時に、台湾蕃地帰属や台湾蕃地遠征の正当化、さらに琉球帰属の論理づくりの根拠の獲得を狙っていたと考えられる。総理衙門は、この大久保の策略を見抜き、「又恐其誤会以撫恤代兵費之名、当告以中国实在只能辨到撫恤、並非以此代兵費之名⁶⁵」と警戒している。

ところで、鄭永寧は、周家楣の「撫恤金」の「金額ハ幾許」という質問に対して、「現費総計六百万弗ニシテ、其中戦艦・器機等買収ノ代二百萬弗ヲ除キ、蕃地ノ実費三百萬弗ナリ」と回答した。これに対して、沈桂芬は、「皇上ノ撫恤」は「被難ノ人民ニ救助スヘキ優典」であるが、兵費賠償は「貴国ノ題称」にも、「外国ノ旁観」にも、「我カ国体」にも関わっているとしてそれを斥けた⁶⁶。結局、金額は、撫恤か賠償かという大義名分と絡んで争点となり、まとめられないままに終わった。

10月23日、大久保は交渉をこぎつけるため、柳原と共に総理衙門を訪れ、第七回会談が行なわれた。沈桂芬は、まず撫恤と兵費との区別を説明し、「撫恤ト兵費トハ大ニ異レリ、撫恤ニ於テハ相當ノ数ナル可シ、兵費ト云ヘハ恐ラクハ不足ナランカ」と強調したのに対し、大久保は、「撫恤」という名義は「貴国ノ面目ニ拘ル」ので、「独断ヲ以テ一タヒ之レヲ肯ンセリ」と、中国の撫恤説を認めて譲歩したが、公文書の明文記載を必要とすることを強調した⁶⁷。勿論、大久保の譲歩は後に触れるように、ウェード公使の影響を受けたものである。にも拘らず、中国側は撫恤と兵費との間の名分問題を配慮し、「雖就撫恤辨理、而為数過多、是無兵費之名、而有兵費之實、亦無容通融遷就也⁶⁸」と考えて日本側の望む金額を払おうとしなかったから、沈桂芬は「我カ名分ニ拘ル所、而シテ我カ撫恤トスル処ノ数ハ貴意ノ有ル処ト大差アリ、故ニ書面ニ載難キナリ」と、大久保の要求した三百萬弗に反対した。

大久保は、名分上では「兵費」を「撫恤」と譲ったのに、中国が「金額合ハサル等ノ言ヲ以テ証書ヲ修メ難シト云フ」に憤慨し、「不日帰朝」と称して「我ニ於テハ蕃地ノ処分始終貫徹

センカ為メ、^{ますます}愈当初ノ目途ヲ拡充ス可シ」と威喝しようと言った。これに対し、沈桂芬は、「四条ノ外、経費ノ名目ニ於テハ些^{すこ}シモ協同スル能ハス」という基本方針を改めて強調し、「蕃地ヲ無主ノ野蕃ト見做ス」という大久保宣言を斥け、「蕃地ハ我カ『支那』ノ属地」だと宣言した⁶⁹。よって、大久保は三日後の26日に北京を出発すると称し、25日に総理衙門に最後通牒を發し⁷⁰、日中交渉はついに決裂となった。

(三) 英公使調停下の間接交渉

中国側は、6月26日に西郷が潘壽に兵費償却による撤兵案⁷¹を提出して以来、日本側は出兵費用を獲得すれば撤兵する意志があるとわかった。さらに、ほぼ同時に、柳原の通訳官鄭永寧が天津において孫士達に「西郷乃有請給貼補之說⁷²」と述べ、日本側が兵費償却による撤兵することを李鴻章に仄めかした。しかも、中国側にその通りに読み取られた⁷³。しかし、中国側は、日本の撤兵を望んではいたが、兵費賠償を認められず、「此事若以兵費結局、以後覬覦更多、魚肉更甚、幼翁(沈葆楨)認為不可開之端」としたが、「該国(日本)既經發兵、又未便^{からて}空手而回⁷⁴」と、日中紛争を解決できない現実を憂慮した。

ところで、英国の貿易への影響を憂慮した英公使ウェードは、日中交渉の始めから調停の意を持っていた。彼は、9月26日に大久保に対し、「我國民ノ商社此地ニアル者二百有余、一カ年ノ貿易四億金ニ至ル、若シ兩國間交戦スルニ至リテハ、是等各人ノ利益保護セザルヲ得ス」と、イギリスの関心を隠さず、調停の意思を表明した。しかし、大久保は、ウェードが応接の初めに言い出した「従来台湾全島我カ見ル所ヲ以テスレハ支那ニ属スル」という言い方から、ウェードの調停を中国政府の依頼によるものと警戒し、「不日兩國間ニ於テ結局ニ至ル可シ」と拒否した⁷⁵。

10月10日、日中交渉が決裂の危機を迎えたが、交渉以来もっぱら「台湾蕃地無主論」を強調し、「兵費償却」よりも台湾蕃地への領土拡大を狙っていた大久保は、再び調停に来たウェードの「賠償」による解決策を拒否した。しかし、「必ス此度和好ニテ為相濟、今后日本ハ朝鮮へ手ヲ出スヘシ、夫ナレハ英第一ニ助力可致、其方日本ノ為ニハ上策ナルヘシ⁷⁶」というウェード公使の助言で、列強からの助力を望むようになった大久保は、列強公使に対して積極的な外交攻勢を採り始めた。10月14日、大久保は自ら、英・仏公使館を訪問した。ウェードに対して、その賠償による撤兵論に賛成の意を表わし、「莫大ノ経費ヲ用ヒタリ、故ニ我カ政府ノ満足スル所ト、人民ニ対シ辯解スヘキ条理アルニ非スハ、未タ退兵シ難シ⁷⁷」と言いながら、さらに、中国が生蕃を属地と主張する以上、日本に賠償する義務があるという論理を展開した⁷⁸。さらに仏公使ジョフロワ(M. Louis de Geofroy)にも「莫大ノ経費」に及ぶことを強調した⁷⁹。まとめていえば、大久保は、ウェードの助言により生蕃無主論を兵費賠償による撤兵論にきりかえた。そして、これによって列強公使に調停への道を与えた。

10月20日以後、日中交渉は撫恤か兵費賠償かに関する名義と金額をめぐる行き詰まった。

23日にウェードは、中国が「其名誉ヲ穢サン事ヲ恐れ出金ノ名義ニ困シ」んでいるとして、減額を大久保に勧めた。大久保は「名義ノ説ニ於テハ、支那ノ情実ヲ推シ曲テ従フ所有ルナレハ、彼レニ於テ名義ヲ選マハ、猶幾多モ有ル可キナリ」(292)⁸⁰と、名義については譲歩した。ウェードは、日本の撤兵を確保するために、日本の要求する金額を中国に支払わせようと総理衙門に促したが、中国は「償金」の約束はできないと拒絶した⁸¹。そして、同日行なわれた日中交渉は、出金の名義を「撫恤」とすることに一致したが、金額がまとまらず、結局、交渉はまた決裂となった。26日帰国を決意した大久保は、各国公使館を訪問した。ロシアには「一応之挨拶ノミ」、仏公使は「留守中」、ドイツ公使にも交渉経過に触れるのみで済んだが、米国代理公使ウイリアムズ(Williams)とは「少々異論アリ、甚不快ニ付十分辯論」した⁸²。その論争は次の通りである。

ウイリアムズ公使は、米国が日中交渉に特別の関心を持ち、もし戦争が起れば必ずそれに巻きこまれると前提して、応酬を展開した。大久保は、決裂の責任を中国の賠償拒否にあるとし、しかも、中国政府も昨年台湾蕃地にその政教の及ばないことを承認したと述べたのに対して、ウイリアムズは中国政府からそのことを承認した文書を受け取ったかと反論した。それから、大久保は中国が台湾における主権は決定的なものではないというのに対して、ウイリアムズは、小笠原島(ポーニン諸島)を例として、日英間に属領とする紛争があっても、日本の提出した証拠によって、列強もすぐ日本の説に従い、同様にこれは台湾にも適用すると反論した。さらに自身の例を挙げて、彼は1837年訪日の際、通告なしで突然日本側からの砲火を浴びたが、米国政府はこのような暴行を開戦の十分な理由として考えなかった。それと同じく、台湾先住民の暴行は日本が開戦する理由にはならないと主張した。さらに、ウイリアムズは、台湾が他国により中国の一部として認められている以上、中国が将来に蕃人を取締り、船員を保護し、過去の損害を賠償すれば、それが日本の求めうるすべてであろうと強調した⁸³。この論争が大久保には甚だ「不快」となった理由である。

ついで、大久保は英国公使館を訪れた。ウェードは、「金額ヨリ多少減スレトモ障碍無カル可キ哉」と問うたのに対して、大久保は「其減少ニモ相当ノ限界アリ」としながらも、「彼等到底改図ノ意ナキヲ信セリ」と述べたが、これがウェードに調停の希望を多少とも与えたのであろう。最後に、ウェードは「我レニ於テモ上海ニ至リ、海軍都督ニ会晤シ、諸事ノ備ヘヲ為ス可キ事緊要ト思ヘリ」と、大久保の決裂の意志にも圧力を加えた⁸⁴。

英国公使と米国公使との意見を比べれば、両方ともに台湾蕃地は中国の領土とする説を支持していたが、ウェードの調停案は日本の「兵費賠償論」に基づいて成り立つものだと李鴻章には思われた⁸⁵。これに対して、米国公使が曾てに論じた「損害賠償論」は中国にとって有利だと考えた李鴻章は、米国公使アヴェリ(Benjamin Avery)の調停を望んだ⁸⁶。しかし、米国公使はウェードの熱心さを見て、やむをえず李鴻章の調停依頼を婉曲に拒絶したのである⁸⁷。

ところで、10月24日に大久保の意向を確かめたウェードは、翌25日に総理衙門へ調停に赴い

た。ウェードは、初めに日中交渉に関心を示しながら、「日本の要求する200万両は決して多額ではなく、これを出さなければ局面の妥結はあり得ない」という、中国側には「恫喝之詞⁸⁸」と思われる言葉を発した。さらに、彼は中国が本当に日中交渉の決裂からもたらされる戦争を避けたいならば、出金による撤兵という方法しか残っていないと強調し、日本側に減額の用意があることを説明して、中国が応じうる金額を決定することを促した。沈桂芬は、やむをえず最高金額50万両⁸⁹を示した。但し、その中の10万両を「日本人」への補償とし、その余りは「雑費」という名義とした。

元来、わずかの撫恤金を出そうともしなかった総理衙門が、何故ウェードの調停に応じたのであろうか。「利害重軽を権衡し、其の情勢の迫切^{はか}を揣り、若し稍々転機^{あた}を予えざれば、独り日本が鋌而走險^{ていしろうけん}せしめる事は意中に在るのみならず、我に在りては武備未だ把握せず、随って堪慮在り。且つ威妥瑪(ウェード)をして顔^{かほ}を無からしめて去らしむれば、転た堅く彼の援となりて、益々我の敵たるに足らん⁹⁰」と分析し、やむをえずウェードの調停案を呑み込んだのであるが、ウェードの「恫喝」には不満を禁じえなかったのである。

同日、ウェードは調停の結果を大久保に伝えた。同夜、大久保はウェードを訪ね、三つの条件付で、「五十万両ニテ可ナリ」とした。大久保の3条件とは「第一ニ、征蕃ノ事支那政府ニ於テ認メテ義挙ト為ス事。第二ニハ、征蕃ノ事ニ関ル從來ノ紛論ヲ消除スル事。第三ニハ、十萬兩ヲ難民撫恤、四十萬兩ヲ修路・建宮・開榛・鋤梗ノ諸費トシテ、退兵前ニ支那政府ヨリ出ス可キ事」というものであった。ウェードは、「征蕃ヲ義挙ト認ムレハ、蕃地ハ支那版図外ノ地ニ属スル故、同意スマシクト思ハレ」と難色を示したのに対して、大久保は、「面商ノ時義挙ノ言アリ、又公文中ニ不為不是ノ字アリ、支障無カル可シ」とし、「若シ異議アラハ、破談ノ外無キナリ」と強硬な態度を示した。にも拘らず、ウェードは「外国人ハ、過半支那ト親誼深カラサレ共、誰モ蕃地ヲ支那版図ト唱ヘサル者ハ無シ。版図外ノ論ハ近日初メテ聞ク所ナリ、又支那ノ属地ニ非レハ、支那ヨリ銀ヲ出スノ謂レ無キトノ論ニ帰スヘシ」と反論した。大久保は、「属不属ノ論ハ、両間詳カニ尽スト雖モ、終ニ結局ニ至ラス、故ニ其論ヲ廢シ弁法ニ移ルナリ…〈中略〉…義挙ノ字ヲ載セテ可ナリ」と返答したので、ウェードは、「征蕃ノ事ハ日本ノ義挙ニ出テ、支那政府之ヲ不是トセサル」と記載することを提案した。そして、ウェードは大久保の三カ条の条件に沿い、即席で条約の草案を作成し、大久保がチェックした上、原案ができあがった⁹¹。

(四) 日清両国間互換條款の成立

この条約原案について、大久保は、「文字改正ノ事ハ妨ケ無シト雖モ、動ス可ラザルノ文字有ルヲ以テ側ラニ圈点ヲ加ヘタリ」と、「遣兵」「義挙」「費用」「罷議」などの項目を協議から排除した⁹²。さらに、この原案を中国に呑み込ませるために、大久保は柳原に「謁見ヲ請フモ容レラレサルニ付帰国スヘキ⁹³」という旨の照会を26日に総理衙門に送り、外国使節退京によ

る事態重大の切迫感を作り出した。ウェードは、このような雰囲気に乗じて、この原案を中国に呑み込ませた。

総理衙門があえて異論を唱えたのは、わずかに原案の前文と出金の支払い方法のみであった⁹⁴。前文の「設義拳」という文字が本文の第一条にも重なっていたので、これを取消した。支払い方法については、日本は50万両を即時と撤兵前の二回にわたり、半分ずつ渡す「先出金・後撤兵」の方法を主張したが、中国は撫恤の10万両を即時に支払い、残金40万両を撤兵後に全額支給するという「先撫恤・後買収」の方法を堅持した。結局、ウェードの調停により、かつて決裂に瀕した日中交渉は急転直下妥結し、条約は殆ど原案のまま承認された。10月31日、「日清両国間互換條款」と「互換憑單」が調印された⁹⁵。

ところで、ウェードの調停が成立した理由はどこにあるのであろうか。大久保は、北京に着いた当初は、「政府屢々書ヲ致シテ云ク、海陸軍備既ニ整実シ、緩急処変ノ廟議全ク決セリ⁹⁶」とあって、対清戦争を狙いながらも、「名義上ニ於テ、我ヨリ宣戦ノ名十分ナラス、…〈中略〉…無理ニ交戦ヲ開クニ至ル」ならば、「人民ノ議論ハ不及言^{ひんきよばず}、外各国ノ誹謗ヲ受、意外ノ妨害ヲ蒙リ、終ニ我独立ノ権理ヲ殺クニ至ルノ禍ヲ免サル⁹⁷」と認識していた。交渉しても、「属否ノ論決セサルノミニシテ、彼ノ啓釁ヲ待ツニ非サレハ我ヨリ宣戦ノ名義有ルコトナシ」とみなし、いくら台湾蕃地無主論を唱えても、「彼終始一モ戦ヲ説クノ意ナシ」とした。しかも「支那政府陽ニ和好ヲ以テ時日ヲ遷延シ、蔭ニ戦備ヲ成スヲ聞ク」ような結果、「又征蕃ノ将士蛮夷瘴癘ノ地ニ在リテ、伝染病の恐怖に晒され、「其艱酸ノ状実ニ想像ニ堪ヘス⁹⁸」という惨状に陥った日本軍は、対して日増しに増強してきた中国軍に対して長期的・全面的海外戦争を覚悟しなければならなかった。よって大久保は「内心ひそかに平和を願っていた」という状態に至った⁹⁹。

しかし、「邊カニ償金ヲ開説スル能ハサルノ情勢ニアリ」、折しもウェードの居中調停で、「彼償フ所ノ金其額僅少、我カ欲スル所ニ適セスト云フト雖モ、金額多少ノ論ヨリシテ議破ル、ニ至リテハ、我カ義拳タルノ本旨ヲ失フニ似タリ¹⁰⁰」、故に「只重ンスルトコロ名義ニアッテ、金額ノ多少ニアラス¹⁰¹」と、台湾出兵の正当化を新たに求め、ウェードの調停を受け入れたのであった。

「只重ンスルトコロ名義ニアッテ、金額ノ多少ニアラス」という大久保の言い方、前後の文脈からみれば、それは建前しかなく、実は彼が欲しがったのは台湾の土地或は清国からの膨大な戦費賠償だというまでもない。対して、清国の見方は日本の台蕃侵攻は大義名分を持っていないから出金ができないものである。

日本側に対して、中国は日本の「背盟(日中修好条規)興師(台湾出兵)¹⁰²」により慌てて対日戦備を修め、台南に1万人以上の軍隊を集める外、淮軍7千、福建軍5千、広東軍5千を台湾に派遣した。しかし中国は、「海上防備は、まだ完成しておらず¹⁰³」、「明知^{めいかにしりながら}彼之理曲、而苦於我之備虚」の状況にあるため、その対日戦備は「宜防而未宜阻^{ぼうえによろしい}」としたが故に、李鴻

章は「閩省設防、非必欲用武」という非戦論を唱えており、日本が金を欲するだけなので、もし大久保が「一無所得」なら、必ず「不可勝言」の「患」を中国に加えてくるだろうと予想し、日本の理不尽を知っている、海軍が鉄甲船を持っていないのみならず、軍備も整っていない限り、ウェードの調停を受け入れるしか解決の方法がないと考えた。しかも調停の結果、日本の要求金額が「尚能就我範囲」という負担できるであったとして、日中交渉はようやく結着がついたのである¹⁰⁴。

10月31日の互換条約に基づき、中国は日本軍の施設を買収し、12月2日(旧暦十月二十四日)、引き渡しを終えて、翌日残留の日本軍が全部撤退し、台湾事件は終りを告げた。

(五) 条約に潜在した帰属問題

(1) 互換條款から見た台湾帰属

「互換條款」は、この事件の善後処置であり、前文と本約の三カ条からなる。「互換憑單」は、撤兵の期限と出金の方法について取り決めたものである。まず、台湾の帰属は「互換條款」にどのように規定されたであろうか。

該処ノ生蕃ニ至ッテハ、中国自カラ宜ク法ヲ設ケ、妥ク約束ヲ為スヘシ、以テ永ク航客ヲ保チ、再ビ兇害ヲ受クル能ハザルコトヲ期ス(第三条)

という約文から見れば、中国は今後航海者を保護して再び兇害事件を起さないよう、自ら「生蕃」を管轄する、と読みとれる。

中国は「生蕃」を管轄する権があるので、「生蕃」の地は中国の領土である。次に、前文の一般論はどう規定しているのだろうか。

(各国人民)何国ニ在テ事有ルガ如キハ、応サニ何国由リ自カラ査弁ヲ行フベシ。

という規定から見れば、再びこのような事件が起った時には、「何国」=事件発生の所在地の国家が自ら事件を処理する権力があるという内政不干渉の原則を示している。これは、日本による台湾出兵のような国際法を無視する国際事件を再び起さないために釘をさしたものである。

これによって、「生蕃」の領域が中国の所属領土であるという事実は、国際的に認められ、法的効力を再確認されたのである。このような領土帰属の確認によって、中国は、日本の難民に対して「撫恤銀」10万両を払うわけであった。したがって、大久保が総理衙門に対して「属不属ノ事ハ其論未タ結局ニ至ラスト雖モ、到底貴轄タル事ハ之レニ従ヒ難シ、是レ将来確乎回可サルノ着眼ナリ¹⁰⁵」と述べたことも、ウェードに対して「属不属ノ論ハ両問詳カニ尽スト

雖モ、終ニ結局ニ至ラス、故ニ其論ヲ廢シ弁法ニ移ルナリ、…〈中略〉…故ニ属否ノ論ハ両国氷然相解キ将来ノ妥議ヲ遂ク可キ¹⁰⁶と述べたことも、日本側にとっては将来の「妥議」「着眼」にあったのである。

これこそ、大久保は野心満々から現実へと変化していくことがよく見られるところである。そして、「妥議」「着眼」は、後の金額取得の条約によって解決された。つまり、日本は「撫恤銀」取得によって台湾蕃地無主論を放棄し、中国は、「撫恤銀」支払によって、台湾蕃地をその領土として承認されたことを意味する。ウェードの論じた「支那ノ属地ニ非レハ、支那ヨリ銀ヲ出スノ謂レ無キトノ論ニ帰スヘシ¹⁰⁷」という論理も、中国を主権者と金額払者とにすることに結着したのである。

そして、「互換憑単」から、撤兵と出金の性格について、考察してみよう。「互換憑単」は、中国は「撫恤銀」10万両を即時支払い、施設購入費40万両を日本の撤兵が完了すると同時に支払うとした。但し、日本兵全員の撤退が期限内に完了しない限り、中国もそれを全額支払わないものとする。この「互換憑単」の支払い方法は、中国がウェードの教えにより採用して堅持したものである。

一体、ウェードは何を中国に教えたのであろうか。ウェードは、世界の眼に自己の正当性を主張するため、中国は、被害者への補償として合意された10万両の金額をなんらの条件なく即座に支払い、また、残金の40万両を日本軍が撤兵してからできるだけ早く支払うことを提議すべきであると、中国に勧告した¹⁰⁸。換言すれば、中国側が「撫恤銀」10万両を払えば、台湾蕃地が中国の領地たることは「世界ノ眼」に認められる中国側がそれを支払うことによって、日本軍は台湾から撤退し、「台湾蕃地無主論」を唱えてきた日本側の国際法的論理の効力も崩れてしまった。台湾における所謂「蕃地」が中国の主権下に置かれたことは、列強に改めて認められたのである。1876年に北京に就任した駐華公使森有礼は、北洋大臣李鴻章に対して「台湾之事、日本原不能無錯、但因誤聽人言生蕃係中国化外之地」¹⁰⁹と日本の台湾侵攻の誤りを承認した。

(2) 互換條款から見た琉球帰属

一方、琉球帰属問題は、明治政府が琉球の日中両属を許さず、日本一国だけの排他的領有を狙ったことに起因したものである。換言すれば、明治政府が宗藩関係を規制する『中華世界秩序原理』を排除して、領土主権の排他的領有を規制する西洋近代『国際法』秩序原理の「台湾蕃地無主論」を悪用したところに同問題の発端がある、と理解されている。考え方を換えれば、これは、『国際法』の「実効管轄領有論」対『中華世界秩序原理』の「不治を以て治む論」という東西国際秩序原理の摩擦である。

琉球の帰属についての文言は、日中間の「互換條款」という条約中には見当たらない。ところが、明治政府は、琉球の帰属がこの条約によって解決されたと断じた。条約中の明文に規定されていないのに、明治政府が同条約によって琉球の日本帰属が決定したと一方的に宣言したの

は何故であろうか。この問題を分析するためには、琉球の帰属に係わるとされた「互換條款」の条文の文言を検討しておく必要がある。

茲ニ台湾生蕃曾テ日本国ノ属民等ヲ将テ、妄リニ害ヲ加フルコトヲ為スヲ以テ、日本国ノ本意ハ、該蕃ヲ是レ問フガ為メ、遂ニ兵ヲ遣リ彼ニ往キ該生蕃等ニ向ヒ詰責ヲナセリ（前文）。

日本国此次弁スル所ハ、原ト民ヲ保ツ義拳ノ為メニ見ヲ起ス、中国指テ以テ不是ト為サス（第1条）。

という2ヵ所が見られる。さらに、「互換憑單」という附属条約にも、これについて、

従前日本国害ヲ被ムル難民ノ家ニ、中国ハ先ズ撫恤銀10万兩ヲ給フヲ准ス。

と規定している。つまり、「日本国属民」・「日本国被害難民」と「保民義拳」という三ヶ所の用語が問題だとされる。

条約の形式論から見れば、本約は琉球の帰属を規定したものではないと断言すべきである。「日本国属・難民」と書いたことは、「琉球人」と明記するのとは決して同じ事ではない。同様に「小田県日本人」と書き下すのとも絶対に違うことである。それ故、もし日本側が「日本国属民」を「琉球人」と一方的に解釈できるならば、中国側も一方的に「日本国属民」を「小田県日本人」と解釈できるであろう。したがって、条約の形式論から見れば、「日本国属民」は「琉球人」と「小田県日本人」のどちらを指すかを規定したものではなかったと断言しても間違いはない。

ついで、「義拳」とは「正義」に適った行為であると解釈される。この解釈に従えば、中国は、日本の台湾出兵が民を保つための「正義」に合致する行為であったことは認めなければ、日本の台湾出兵を「是」とは言っておらず、もちろん「不是」と責めることをもしないというものであった。つまり、これは「道徳的」な名分論であって、帰属を云為する法的解釈ではなかったと思われる。

そして、「日本国被害難民」・「日本国属民」と「保民義拳」とを並列して論じて、それは、琉球人と小田県民のどちらを保つ義拳であったのかをはっきり示すものではなかったと言わざるをえない。条約の「形式論」からすれば、条約に明記されていないことを一方的に解釈するのは法的な効力を持たないことは言うまでもない。

ところが、柳原は岩倉に、中国から難民撫恤銀をもらったことをもって、

琉球を以て我属民与見認めし一確認也¹¹⁰

と報告した。のみならず、台湾蕃地事務局長官大隈重信も、

征台の役に日本の費す所七百八十万円なりしかば、得失相償はざるの感ありと雖、清国は間接に、琉球人が日本の臣民にして、随て琉球群島は日本の領土たることを認めたる¹¹¹。

とし、また、

一体に琉球は、此の征伐前は日支両国の両属の様な有様だったのだが、琉球人を殺したと言うのも台湾討伐の理由なんで、以後は自然日本の領土と認むる様になり、永年の問題も解けた訳¹¹²。

と、一方的に日本の琉球領有と解釈した。

このような日本政府側の一方的な解釈の影響を受けて、日本の学者はもちろん¹¹³、多くの外国人学者も同様な解釈に従って論じている¹¹⁴。その最も代表的なものはモース (H. B. Morse) である。彼は、「この償金を支払うことによって、〔中国は〕過去五世紀にわたり貢物を納めていた琉球を暗に捨て去った¹¹⁵」と述べた。つまり、これらの学者は、中国が日本の討蕃をもって「民ヲ保ツ義拳」と認めたことを、「台湾生蕃曾テ日本ノ属民等ヲ将テ、妄リニ害ヲ加フルコト」に結びつけ、明治政府の「意図」した琉球=日本国属民という一方的な解釈をそのまま受け入れ、中国はそれをのんで承認を与えた¹¹⁶、と論じた。

しかし、中国側がどのように解釈していたかを少しも顧みていない。これらの学者は「中国が『兵費償却』(indemnity)の代わりに、『撫恤金』(compensation)を支払ったという事実は人を欺けない速回しな言い方であった」と評した¹¹⁷。中国の学者蔣廷黻も、出金による撤兵という台湾問題の解決方法を、「中国が琉球を日本の属領と黙認したと日本側に思わせるもの」と、批判した¹¹⁸。王芸生も「“台湾生蕃曾テ日本国ノ属民等ヲ将テ妄リニ害ヲ加フルヲ為ス”という言葉は今後日本の琉球併合に予めて脚注(口実)を与えてしまった」と述べた¹¹⁹。つまり、「互換条款」の内容が曖昧なので、誤解を招きやすかったというのである。しかし、誤解を招きやすかったというよりは、むしろこの曖昧さの故にこそ、日本政府は自分の意図した「日本国属民=琉球人」という一方的な解釈に導くことができたと言った方が正確であろう。

しかし、日清交渉の日本側の全権代表であった大久保自身は、琉球の排他的帰属を柳原や大隈のように楽観的に見てはいなかった。それは何故であろうか。北京で諸国公使と会合する際に理解してきた彼は、

今般清国談判ノ末、蕃地御征討ハ同国ヨリ義拳ト見認メ、受害難民ノ為メ撫恤金ヲ差出候都合ニ立到リ、幾分カ我版図タル実跡ヲ表シ候ヘ共、未タ判然タル成局ニ難至、各国ヨリ

異論無之ト申場合ニ到兼¹²⁰。

と、琉球の排他的占有を意図しても、「成局ニ難至」・「各国ヨリ異論」と心配していたのである。

当時においては、日本政府の法律顧問ボアソナードが、琉球の帰属を「条約面中ニ其人民ヲ日本臣民ト名稱シタ」ため、「琉球島ニ日本ノ権アルコトヲ暗ニ認得シタルニ在リ」と結論した。しかし、その論理の基盤を「夫レ台湾蛮人ノ惨害ヲ蒙リタル航海者ハ琉球島人民ナルコトハ支那ニ於テ知ル所ナリ¹²¹」に置いた彼の推論には問題がある。何故ならば、条約上に琉球の帰属を規定していなかった事実はさておくとしても、この推論の前提も十分な根拠があったとはいえないからである。以下の事実に基づいてその問題点を指摘しておきたい。

(1) 1873年6月21日、副島全権赴清の際、書記柳原は、総理衙門へ遣わされて、「土蕃ナル者一昨年冬我国ノ人民彼地ニ漂泊セシヲ殺害セリ」と述べた。これに対して、総理衙門は「前年生蕃カ暴殺セシハ、琉球国民ニシテ未タ貴国人ナルヲ聞カス」と、日本の主張を斥けた。ついで、柳原が「故ニ我政府ノ義務トシテ其罪ヲ処分セサルヲ得ズ」、と日本の生蕃処分説を提起したのに対して、総理衙門は、

抑^{そもそも}琉球人ハ我カ属国ナレハ、其横難ニ遭タルトキ我福建ノ総督ヨリ殺余逃命ノ民ヲ救恤シテ仁愛ヲ加ヘ本国ニ帰シタルナリ¹²²。

と中琉宗藩関係を説明し、琉球属藩の難民に対する中国の撫恤は済んだことを強調した。これが、ボアソナードの推論では無視された外交史実の第一である。

(2) 1874年8月、日本が台湾出兵のため、柳原前光を駐華公使として北京入りさせた際、柳原は、「戕害我琉球民五十数名、強奪備中難民衣物¹²³」という照会を出した。これに対して、総理衙門は、

若謂其戕害琉球民、則琉球国王応請命於朝廷。若謂強奪備中難民衣物…〈中略〉…応由貴大臣照会本衙門弁理。且中国於琉球難民資送回国、並經閩浙総督派委前台防同知游熙等查弁¹²⁴。

と、琉球難民事件と日本難民事件を明確に区別し、中琉宗藩関係を強調し、琉球難民に対して宗主国としての「撫恤」と「査弁」の責任を果していることを指摘し、柳原の説を反駁した。況して、それは宗主国対属国のことであり、中国の内政でもあるため、属国から宗主国に報告すればよいとも返事したわけである。これもボアソナードの推論に無視された外交史実の第二である。

(3) 1874年9月14日以後、北京における日中交渉が、7回にわたる会談と照会往復を行なっ

たが、大久保は、新たに日中論争の話題を与えることを恐れたため、琉球の帰属を棚上げにした。会議では交渉しなかったことを一方的に推論し、あまつさえ一方的な結論すら出したのは法的に効力がないと言わざるをえない。これもボアソナードの推論に無視された交渉事実の第三である。

上述のように、中国政府は、台湾に関する中国の領土主権の所属と中琉宗藩関係とに基づき、琉球難民事件を中国の内政とし、日本の干渉すべきものではないとした。宗主国としての属藩の琉球難民への撫恤・査弁はすでに完了していたので、撫恤金10万両は琉球に対する重複的な撫恤ではなく、大久保が主張した「漂民逢劫」の佐藤利八等の備中難民に与えたものである。この点については、日中紛争中においても琉球が中国への朝貢・慶賀を継続し、さらに、国王尚泰が琉球国王の名をもって、宗主国の属国難民への救助について閩浙総督への感謝状と台湾府官吏に感謝の銀300両を贈送した¹²⁵、しかも明治政府からの撫恤金10万両を拒否したという事実からも伺えるであろう。よって、琉球人の「蕃害」が中国の「知ル所」であること、および「互換條款」の「日本臣民ト名稱シタ」所をもって、この日中交渉で琉球が両属から排他的領有へと変わり、日本に帰属することになったとするボアソナードの推論も成立しないと言わざるをえない。

実は、日本政府は、1874年2月の閣議で議決した「台湾蕃地処分要略」第三条に、日中交渉の際に取り上げられた「琉球問題」の方針を次のように規定していたのである。

清官若シ琉球ノ自国ニ遣使献貢スルノ故ヲ以テ両属ノ説ヲ發セハ、更顧テ関係セス其議ニ
応セサルヲ佳トス。如何トナレハ、琉球ヲ控制スルノ実権皆我帝国ニ在テ、且遣使献貢ノ
非礼ヲ止メシムルハ、追テ台湾処分ノ後ニ目的アレハ、空ク清政府ト辯論スルハ不可トス。

また、同年4月、駐華公使柳原に下した内勅には日本政府の「琉球問題」方針が次のように改めて強調されていた。

須ク該藩従前我ニ帰服スルノ証例ヲ辯明スヘシ、事両属等ノ名ニ涉リ枝節ヲ生スヘカラザ
ル事。

以上でわかる通り、明治政府は、台湾事件における日中交渉の際、「琉球帰属問題を表面に出すことを極力さける方針をとった¹²⁶」のである。

そのため、日本側は単独領有を一方的に主張しながらも、中国の提出した琉球属国論にぶつかり、琉球帰属問題を全く提起しなくなるようにしたのである。

この日中交渉の際に持出さなかったばかりか、その他の交渉をも全く提起しなかった係争中の懸案について、突然、もっぱら自方に有利な解釈で一方的に解釈し、全然交渉していないも

のを既に解決したと称する不条理は否定しがたい。中国が10万両の撫恤金を与えようとしたのも、既に中国から撫恤済みの琉球人ではなく、小田県備中郡の日本人に対してであったことも自明の理である¹²⁷。李鴻章は台湾事件を回顧しながら、日本側の言い分に次のように反論した。

当日内外諸臣は、日人を詰難し、また、琉球は我れの属国であり、難民が害を被り、我れは自ら懲罰を斟酌し、日本と何の関係があるかと謂った¹²⁸。

明治政府は、台湾蕃地と琉球の帰属を自国に有利にするために、中国政府が生蕃事件に対しての無能率さは「擱置不弁^{たなあげ}」であった、「政令の無」であったと決めつけた。つまり、中国の政令が既にそこに行われていない以上、生蕃地の主権所属が中国にあるわけではないと一方的に結びつけたのである。しかし、史実はどうであろうか。外務大丞柳原の引用した同治11年(1872年)4月初5日付の『京報』という政府刊行の文書には、

琉球国夷人、遭風到閩、循例訊訊撫恤、夷伴有被台湾生蕃殺害、現飭認真「査弁」、恭(謹む)摺馳奏、…〈中略〉…難夷・松大著島袋等五十七名到省、当即安插(配置する)館(琉球館) 駅、妥為撫恤¹²⁹〔「」は筆者が付した〕。

とあった。中国側は属土の台湾生蕃を「査弁」しなかったのではなく、「査弁」、しかも「認真」=まじめにという命令を下したのみならず、属藩の琉球王国に対する撫恤をも与えていたのである。

大久保が、北京交渉における「互換條款」の中に琉球の帰属を明らかにすることを意図しながら、「日本国属民」とは「琉球人」であると明記しなかったのは何故であろうか。それは、日本がこれ以上大きな犠牲を払う戦争を既にできなくなっていたからであり、また、日本に意図があっても、それは決して中国の認めるところではなかったのみならず、当時の日本には中国にそれを呑み込ませる国力も持っていなかったからである。当時、中国が「日本国属民」を「琉球人」と認めるはずもなかったことはもはや繰り返すまでもない。1880年になって、日本政府が全権公使宍戸璣を北京に派遣して、琉球分島改約案を交渉させた事¹³⁰自体も、1874年の台湾事件において「日本国属民=琉球人」という結着は未だついていなかったことを裏づけるものである。

最後に、以上の点を琉球王国の行動から考察してみたい。まず、1871年12月、琉球難民が台湾の原住民に殺される事件が起きた時、琉球はそれを日本に報告することも、「生蕃膺懲」の要求もしていなかった。そのため、日本政府がこれを初めて知ったのは、翌1872年5月19日付、渡清中の弁務使柳原からの報告によってであった。しかし、日本政府は、これを口実として台湾に出兵した。この軍事行動によって日中間が緊張状態となった1874年5月中旬、琉球は、依

然藩属国として、宗主国の中国に朝貢使を派遣した。これは、日本が琉球のために台湾生蕃に出兵したという日本政府の立場を否認するものであった。

特に、日本が中国と琉球の帰属を争っている最中、琉球国王が使節を派遣して閩浙総督に琉球難民救助への感謝を表わし、台湾府に300両を感謝として贈ったという、琉球の矢つぎばやの行為は、明治政府の台湾出兵の正当化に打撃を与えたものである。台湾事件終了後の1875年、琉球は、また属藩としてその慶賀使を清光緒皇帝の即位礼に派遣し、従来通りに藩臣としての忠誠を示している。

そして、1875年3月、大久保は、中国から取った「撫恤金」をもって購入した「蒸気船」を遭難者ではなく琉球政府に与え、「撫恤米」を佐藤利八などの備中難民を含むすべての遭難者に与えようとした。「備中難民」佐藤らは、それを受け取った。しかし、琉球政府は蒸気船を謝絶したばかりでなく、遭難者への撫恤米までも「救済すみ」という理由をもって断った¹³¹。

中国側により「救済すみ」の上に、明治政府が救済を重ねようとしたのは、明治政府の謀略、すなわち、一方的な解釈に導こうとする策略にであった。しかし、明治政府が琉球難民に与えようとした救済が琉球政府によって拒否されたことによって、明治政府が意図した「日本国属民＝琉球人」という論理の基盤も失われてしまったと思われる。以上の経過から「日本国属民」とは却って小田県漂流民佐藤利八らを指すことになってしまった。

琉球が中国と宗藩関係を維持するために、日本の征台中、朝貢使と慶賀使を中国に派遣したことには琉球が属藩として宗主国に対してその^{しんせつ}臣節を尽くす忠誠が明確に表わされていた。そのため、駐日米国公使ビンガムは英国公使パークスに「琉球島ハ小国ナリ…〈中略〉…日本ト清国ト両国ヨリ保護シ、其儘ニ致シ置カレナバ宜シカラン」と述べた。これに賛意を表わしたパークスは、1879年1月13日、外務卿寺島に「清国へ貢進スル上ハ琉球島ハ清国ヘモ属スル事ト思ハル」と述べ、「台湾事件ノ節」に琉球の帰属が既に解決されたと称する寺島に対して「台湾事件ノ節清国ト貴国トノ約款ヲ見ルニ左様ノ文面無之候」と反論した¹³²。

すなわち、欧米国家の観点からすれば、1874年の台湾事件の結着の時点では琉球の帰属も規定されておらず、琉球問題も解決されていなかったのである。当時、琉球王国は明治日本の排他的領有下に置かれていたのではなく、依然として清朝中国の藩臣として日清両属の関係を続行しつづけていたのである。

要するに、西洋近代国際法原理に即してみれば、「互換条款」の中に琉球と明記されていない限り、形式論上に、「日本国属・難民」を直ちに「琉球人」と宣言することはできないし、斯く宣言していても、それは法的効力を持たない。中華世界秩序原理に即してみても、中琉宗属関係上、琉球難民事件は中国の内政問題でもあり、況や琉球が日本の干渉を要請する意図もまったく持たないため、「日本国属・難民」を「琉球人」と指すわけにはいかなかった。中国の言い分からすれば、中国は琉球難民に対して既に撫恤したので、10万両の撫恤銀は小田県日本「難民」に与えるものであった。そして、当時の国力から見ても、中国が未だ日本に屈する

状態にあったのではない¹³³ということ considering すれば、中国が日本に屈して、「互換條款」で「日本国属民＝琉球人」を承認した、という従来の観点は誤まっているというべきであろう。

三、結論

台湾事件を、簡略的にもう一度顧みれば、この事件は、台湾南部の先住民が琉球の漂流民を殺害したことが発端となった。これをきっかけに、明治政府は排他的な琉球領有と台湾番地占領を狙い、外務卿副島は、米国公使デロングから「無主地先占」、米国廈門領事ル・ジャンドルから「台湾蕃地無主論」という国際法的な助言を得た。そしてさらに、中国総理衙門からも「生蕃ノ地ハ政教ノ及ハサル所」＝「化外地」という言質を得た。

そこで、日本政府は、中国政府の「琉球人ハ属国」、「福建総督ヨリ難民ヲ救護セリ」という言い分を無視して、台湾に出兵した。結局、英米両国をはじめ欧米列強からの反発に遭い、国際政治からの孤立に追い込まれ、中国側の対日戦備の増強を警戒し、北京交渉会議への出席を余儀なくされた。北京交渉の経緯を概括すれば、その前半は「政令の有無」、後半は出金の大家義名分をめぐる論争を、日本側は攻撃的に、中国側は受動的に繰り返していた。そこから中国の「不治を以て治むる論」から齎される主権観を窺うことができる。

(一) 日本側の「政令有無」説

まず、大久保は「政令の有無」を問いかけ、もちろん「無」という答えをもって中国を説き伏せようとしていた。中国側が「政令が無」と認めれば、日本は、「無主地先占」という西洋近代国際法原理に従って合法的に台湾占領に適用しうるはずであった。しかし中国側が「政令が有」と主張すれば、日本は「無主地先占」という西洋近代国際法原理を適用することはできなくなってしまったであろう。それ故、大久保は政令の「有・無」を問いながら、実は政令の「無」のみを強調していたのである。

(二) 中国側の「政令異同」説

これに対して、中国は生蕃を「化外地」、「政教ノ及ハサル所」としながらも、あくまで、その「地土実ハ中国ノ所属ニ係ル」、「均シク版図ノ内ニ在ル」と台湾に対する主権を堅く主張したのである。ただ、その行政について、中国は「其ノ俗ニ従ヒ・其ノ宜ニ従フコトヲ聽クノミ¹³⁴」という「政令の異同」の説を最後まで貫き、その説によって台湾主権を防衛するために、戦争までも惜しまなかった。「其ノ俗ニ従ヒ・其ノ宜ニ従フコトヲ聽クノミ」というのは「因時制宜、因地制宜、因人制宜、因俗制宜」の民族自治、地方自治である。

「政令の異同」というのは、行なわれる政令においてその相異があるということであって、「政令の有無」という点においては「無」ではなく、「有」であることになる。「有」、すなわち政

令が有るとすれば、「無主地先占」という近代西洋『国際法』秩序原理を適用する前提条件が崩れてしまう。

(三) 東洋正理という「以不治治之論」

北京の日中交渉会議において、清王朝総理衙門は、

万国公法ナル者ハ近來西洋各国ニ於テ編成セシモノニシテ、殊ニ我清国ノ事ハ載スルコト無シ、之ニ因テ論スルヲ用ヒス、正理ヲ以テ熟ク商談スヘシ¹³⁵。

という態度をもって、大久保が持出した「公法上ニ於テ政權及ハサル地ハ版図ト認メスト云ヘリ¹³⁶」という「台湾蕃地無主論」を斥け、力に頼っている西洋の近代国際法原理よりは、むしろ東洋の伝統的な「正理」を以て台湾紛争を解決すべきだと主張した。

換言すれば、西洋近代国際法原理の「無主地先占論」を日中交渉の唯一基準として持ち出すことに同意せず、むしろ東洋は東洋独自の「正理」、いわば「中華世界秩序原理」に基づいた「政令異同説」を台湾紛争解決の最高方針とする基準を唱えたのである。西洋近代国際法原理としての「無主地先占」論理により作り出された大久保の「台湾蕃地無主論」、さらに「実力管轄領有論」は、中国側の持ち出した異なる基準（或いは当時の中国の実力対抗への顧慮）によって、台湾の「生蕃」に適用しえなくなり、よって日中交渉も行詰まった。結局、大久保は、駐華英公使ウェードの助言にあった「得」を狙うように変わった。

次に、日本が軍費賠償という「名義」と「実益」を共に得ようとしたのに対し、中国は、単に「難民撫恤」という名義、およびその名義に応じえる「撫恤銀」しか出金しないことにこだわった。結局、中国側の「頑固」により、「撫恤銀」と「施設讓渡費」のわずかな出金で、日中両国は講和条約に同意した。この事件を通して、中国は台湾に対して主権を有することを再確認しえたのみならず、さらに列強にも認められ、総理衙門は、辛うじて台湾の主権防衛に成功したのであった。

最後に、明治政府による台湾侵攻の理論的基盤である「台湾蕃地無主論」に触れておきたい。西洋の近代国際法原理では、無主地に関して、歐洲の對外膨脹論に伴い、近世が「発見即領有」の時代であったのに対し、近代以後は「先占による領有」、つまり「実力管轄領有論」の時代に代わった。この原則によって見れば、中国が最も先に台湾を発見したのに対し、オランダが最も早く台湾の台南を先占した国家であった。原則として、その時からオランダは台湾全島を領有し、主権を持って、中国系移民・高砂族先住民をも管轄していた。ところが、明末清初に、明朝中国の鄭氏政權が、オランダを撃破することによって、オランダが法的に台湾の統治権を鄭成功に条約で割譲し、明鄭政權が台湾を領有するようになった。そして、清朝中国が明鄭政權を平定して台湾を領有し、その主権を継承した。いわば、オランダの台湾支配時代から、既

に台湾には「無主地先占」という国際法原則を適用しえなくなっていたのである。なぜなら、台湾は「有主地」であったからである。

一方、日本側の台湾番地先占の論理は、

古来、土地ヲ有スル者ノ成規ヲ見ルニ、征服ト尋覓（発見）ノ兩条ニアリ、清人多年蕃地ヲ度外ニ置キ、我是ヲ尋覓シテ且征服セリ…〈中略〉…重臣ヲ台湾ニ派シ、現在生蕃ニ清国權利不逮証蹟ヲ論辯シ、将来ノ処分我ヨリ行ナヒ、遂ニ其地ヲ取ルニ到ルヘシ¹³⁷。

という、西洋の近代国際法原理的な論理である。台湾は、清朝中国に属する「有主地」といえども、行政上においては中国が蕃地を「度外ニ置」いていたため、日本はそれを「清国權利不逮証蹟およばない」の「無主地」と見なし、「征服ト尋覓」の『国際法』の成規に従って、「其地ヲ取ルニ到」ったというのである。

法的な観点から見れば、日本が「有主地」台湾を占領しようとするれば、「無主地先占」原則を適用するのではなく、「征服」という原則を採らなければならない時代に入っていたのである。征服の相手も高砂族ではなく、清朝中国を相手として挑戦しなければならず、中国を撃破してはじめて台湾を領有しうるのであった。ということは、後日の日清戦争において、日本が中国を破って台湾を割取したのもこの「征服」原則によってであった。1874年の時点において、日本が「無主地先占」原則に照らして「台湾蕃地無主論」を唱え、しかし「有主地」の台湾を占領しようとしたのは、近代国際法原理の適用であっても時代錯誤であったと言わざるをえない。それ故、英公使ウェードをはじめ欧米列強公使も「蕃地ヲ支那版図ト唱サル者ハ無シ¹³⁸」と日本に反論したのである。欧米列強の反論により、国際法にはあまり知識を持った大久保利通をはじめ明治政府が唱えた「台湾番地無主論」は直ちに崩壊してしまうに違いない。しかし、明治政府はあきらめず、台湾出兵を強行した。それによって、中国側の「以不治治之論」的な主権観は初めて明確に現わした。

(四) 「以不治治之論」的な主権観

中国の主権観をまとめてすれば、蕃民・生員・土地・輸餉・県庁などをめぐる日中論争において、中国は、蕃民を「化外の民」としながら、民族自治と地方自治の政策を取り、中国の政教は「由漸而施」、生員は「国費学生」、土地は「国有民用」、輸餉は「官府徴税」、県庁は「就近分轄」だとの論理を展開してきた。この論理を考察してみれば、たとえ生蕃のような政教の及ばない「化外の地」であっても、中国の歴史文化価値から構成してきた「中華世界秩序原理」の中の「無為政治思想」＝「不治を以て治むる論」は、即ち「因時制宜、因地制宜、因人制宜、因俗制宜」の民族自治、地方自治を実施する領土である。これは、異なる政治哲学¹³⁹からみても、これに基づく「部族自治」を行なうための政策が施されているとするのである。「多民族

国家」たる中国により「因地制宜」「因人制宜」「因時制宜、因俗制宜」という「由漸而施」＝教化により波及効果を拡げようとする政教政策が施されている以上、生蕃^{はきゅう}とはいえ、中国の版図に属していることは疑いないという論理である。一見するところ、「化外の地」と版図所属とは矛盾しているように見えるが、実は、中国側の主張によればそれは「政令の有無」の問題ではなく、「国家間」或いは「国際体系間」に存在する「政令の異同」により、生じうることであって、もちろん矛盾ではないということになる。換言すれば、世界秩序原理を解釈する背景にある歴史文化価値の相違、および適用する世界秩序を規範にする国際秩序原理の相違はそこに深い意味があるのである。

中国は「中華世界秩序原理」の「不治を以て治むる論」、明治政府は近代西洋的国際法原理の「実力管轄領有論」をそれぞれ採って国を治めることは適用する国際秩序原理の異なりではあるが、「政令有無」にあるのではない。東洋国家は「東洋の正理」、いわば中華世界には中華世界を形成する国際秩序原理を国際交渉の基準とすべしと、中国側は主張している。東洋国家が西洋列強と西洋的な国際法をもって交渉したのはやむをえないことなのであり、東洋国家間でも西洋の国際法をもって交渉すべきであると清王朝は考えていない。日中交渉も東洋独自の思想と歴史文化価値に基づいて行うべきであるという主張が見られる。歴史文化価値または中華世界秩序原理を「体」とし、西洋思想、近代西洋国際法原理を「用」とする「中体西用」的な世界秩序観は、衰退期清朝中国の対外交渉の特徴であるというべきであるが、それは、台湾事件をめぐる日中紛争にもよく見られることである。対して、日本側は、「中華世界秩序原理」と「近代西洋国際法原理」と両方を持って、都合により適用しておることもその特色であると言うまでもない。

最後に一言を付け加えたい。それは、中国のような多民族国家の統治方法は日欧のような単一民族国家にとって理解しにくいところがあるので、結局本稿のタイトルに示唆されたように、多民族国家においては〈以不治治之論〉、対する単一民族国家は〈實效管轄領有論〉といった図式の領土紛争になったのである。そのような領土紛争は、学術研究において、武力から文化へと視角を換えれば、平野健一郎教授による『国際文化論¹⁴⁰』が指摘するところの一種の文化摩擦である。その文化摩擦は、殊に歴史文化価値を深く研究すればするほど相互理解が容易となり、相互理解が深くなればなるほど紛争は遠のき、かわって親近感と平和で幸福な状態が近くなって来るだろうと思われる。

註

1 『台湾省通志』巻八、「同胄志族群分類分布編」第一冊、台湾省文献委員会、台中、1972年、4～5頁。

戴国輝『日本人とアジア』新人物往来社、1973年、153頁。

凌純聲「古代蔭越人与台湾土著族」林熊祥著『台湾文化論集』(一)、中華文化事業出版委員会、

- 台北, 1954年, 1~30頁.
- 衛惠林「台湾土著族的源流与分類」林熊祥等著, 『台湾文化論集』(一), 31~46頁.
- 宋文薰「考古学上的台湾」林熊祥等著, 『台湾文化論集』(一), 91~104頁.
- 劉大年等著「台湾歷史概述」『中国科学院歷史研究所第三所集刊』第2集, 科学出版社, 北京, 28頁.
- 2 増田福太郎『南方民族の婚姻』, ダイヤモンド社, 1942年, 5頁.
- 3 『台湾省通志』卷八, 「同胄志族分類分布篇」第一冊, 2頁.
- 4 国際法の先占に関して, つぎの研究業績を参照:
- 丘宏達編『現代国際法』三民書局, 台北, 1983年.
- 杜蘅之『国際法大綱』上冊, 台湾商務印書館, 台北, 1986年.
- 横田喜三郎『国際法』II, 有斐閣, 東京, 1973.
- 田畑茂二郎『国際法講義』上, 有信堂, 東京, 1981.
- 大西公照『現代の国際法』, 国際書院, 東京, 1991年.
- 深津榮一〈領域取得の法理』『国際法外交雑誌』60卷3號, 東京, 1961年11月.
- 立作太郎〈無主の島嶼の先占の法理と先例』『国際法外交雑誌』32卷8號, 東京, 1933年10月.
- 立作太郎〈土地の先占に関する沿革の考察』『国際法外交雑誌』38卷3號, 東京, 1939年3月.
- 太壽堂鼎〈国際法上の先占について—その歴史的研究』『法学論叢』61卷2號, 京都, 1955年6月.
- 太壽堂鼎〈先占に関するわが国の先例』『法学論叢』70卷1號, 京都, 1961年.
- L. Oppenheim, *International Law*, 8th ed., H. Lauterpacht, Vol.1, London: Longmans, Green, 1955.
- 5 Oppenheim, *op. cit.*, pp. 557-558.
- 6 田畑茂二郎, 前掲書, 161頁.
- 7 『國語』藝文印書館, 台北, 1966年, 〈周語〉上.
- 8 『公羊傳』, 藝文印書館, 台北, 1976年, 十三經注疏本, 〈隱公元年〉冬十有二月.
- 9 『公羊傳』, 十三經注疏本, 〈隱公二年〉春, 注.
- 10 張啟雄, 『中國國際秩序原理的轉型—從「以不治治之」到「實效管轄」的清末滿蒙疆藏籌邊論述』, 蒙藏委員會, 台北, 2015年12月, 頁1-149.
- 11 連橫『台湾通史』卷一, 台灣商務印書館復刻版, 北京, 1983年, 17頁.
- 12 張啟雄, 「主題演講: 國際秩序原理轉型下的西藏新政—不完全以不治治之論」vs. 「實效管轄領有論」, 『近代東亞國際秩序的變遷與原理』國際學術研討會, 中央研究院近代史研究所, 2015年10月13-14日, 頁3-10.
- 張啟雄, 〈清光緒朝政府官員的蒙古籌邊論述〉, 『蒙藏季刊』卷23期3, 2014年9月, 頁38-77.
- 張啟雄, 『中國國際秩序原理的轉型—從「以不治治之」到「實效管轄」的清末滿蒙疆藏籌邊論述』,

頁1-149.

- 13 『籌弁夷務始末』 同治朝, 文海出版社復刻版, 台北, 94, 26頁.
- 14 『同治甲戌日兵侵台始末』 文海出版社復刻版, 台北, 1983年, 5頁.
- 15 庄司万太郎「明治七年征台の役に於けるル・ジャンドル將軍の活躍」『台北帝国大学文政学部史学科研究年報』第2輯, 台北, 1935年6月, 25頁.
- 16 外務省編纂『日本外交文書』第7卷, 日本國際連合協會, 1942年, 95号文書.
- 17 日本史籍協會編『大久保利通文書』第6, 東京大学出版会復刻版, 1968年, 13頁.
- 18 国会図書館憲政資料室蔵『石室秘稿』146, 「征韓論及び台湾事件」.
庄司万太郎, 前掲論文, 359~365頁.
黃嘉謨, 『美國與台灣』中央研究院近代史研究所, 台北, 1979年, 302~315頁.
戴天昭, 『台湾國際政治史研究』法政大学出版局, 東京, 1971年, 141頁.
James W. Davidson, *The Island of Formosa: Past and Present*, London & New York, Macmillan & Co., 1903, p.157.
Leonard Gordon, "Japan's Abortive Colonial Venture in Taiwan, 1874", *The Journal of Modern History*, Vol.XXXVII, No.2, June, 1965, pp.181-182.
- 19 Charles W. Le Gendre, *Is Aboriginal Formosa a Part of the Chinese Empire*, Shanghai, G. Lane & Co., 1874. (立嘉度訳『蕃地所屬論』上・下卷, 三多舎蔵梓, 1874年).
- 20 『日本外交文書』第7卷, 95号文書.
- 21 『日本外交文書』第7卷, 127号文書.
『籌弁夷務始末』同治朝卷96, 46~47頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』112~113頁.
- 22 『日本外交文書』第7卷, 128号文書. この件は、『籌弁夷務始末』という中国側の外交文書には見当たらない. 参考のためにその主旨のみを, 次のように写す.
「生蕃隸在台湾版図, 実係中国地方, 不得謂為(無)主野蛮, 其應如何撫綏歸化之處, 中国既有自主之權, 應由中国自行議弁」.
- 23 国家図書館台北分館蔵『處蕃提要』第2卷, 85~96頁.
- 24 日本史籍協會篇『大久保利通文書』第6, 東京大学出版会復刻版, 1969年, 67~71頁.
- 25 『日本外交文書』第7卷, 139号文書.
- 26 日本史籍協會篇『大久保利通日記』二, 東京大学出版会復刻版, 1969年, 310~311頁.
- 27 輪餉の件に関して中国側の出した照会は、『日本外交文書』には漏れているので, 中国側の外交文書を参照.
『籌弁夷務始末』同治朝卷96, 38~40頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』106~108頁.
- 28 『日本外交文書』第7卷, 139号文書.

- 『籌弁夷務始末』同治朝卷97, 36~38頁.
- 29 『日本外交文書』第7卷, 139号文書.
- 30 王元稹, 『甲戌公牘鈔存』, 台灣銀行復刻版, 台北, 1959年, 32~35頁.
- 31 王元稹, 『甲戌公牘鈔存』, 44~45頁.
- 32 王元稹, 『甲戌公牘鈔存』, 45頁.
- 33 国家図書館台北分館蔵『處蕃類纂』第7卷, 122頁.
- 34 『日本外交文書』第7卷, 67号文書.
- 35 『日本外交文書』第7卷, 142号文書.
『籌弁夷務始末』同治朝卷97, 39~40頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』144~145頁.
- 36 『日本外交文書』第7卷, 143号文書.
『籌弁夷務始末』同治朝卷97, 40~43頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』145~146頁.
- 37 『日本外交文書』第7卷, 143号文書.
『籌弁夷務始末』同治朝卷97, 40~43頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』145~146頁.
- 38 『日本外交文書』第7卷, 144号文書.
『籌弁夷務始末』同治朝卷97, 43~48頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』146~150頁.
- 39 『日本外交文書』第7卷, 99・113文書.
『籌弁夷務始末』同治朝卷96, 34~36, 38~40頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』104~105, 106~108頁.
- 40 『大久保利通日記』二, 314頁.
- 41 『日本外交文書』第7卷, 146号文書.
『籌弁夷務始末』同治朝卷97, 48~53頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』150~154頁.
- 42 『日本外交文書』第7卷, 13号文書.
- 43 深津栄一「領域取得の法理」『国際法外交雑誌』第60卷3号, 1961年, 69頁.
- 44 先占原則については, 次の論文を参照.
立作太郎「土地の先占に関する沿革的考察」『国際法外交雑誌』第38卷, 3号, 1939年, 1~48頁.
深津, 前掲論文, 69~75頁.
太壽堂鼎「国際法上の先占について」『法学論叢』第61卷2号, 京都, 1955年6月, 36~99頁.
- 45 田畑茂二郎『国際法講義』上, 有信堂, 1981年, 160~161頁.

- 46 L. Oppenheim, *International Law*, 8th ed., H. Lauterpacht, Vol.1, London: Longmans, Green, 1955, pp.557-558.
張啟雄〈釣魚台列嶼の主權歸屬問題—日本領有主張の國際法驗證〉『中央研究院近代史研究所集刊』第22期下, 1993年6月, 116頁.
- 47 『日本外交文書』第7卷, 148号文書.
『籌弁夷務始末』同治朝卷97, 53~54頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』154~155頁.
- 48 『日本外交文書』第7卷, 151号文書.
『籌弁夷務始末』同治朝卷97, 54~56頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』155~156頁.
- 49 『日本外交文書』第7卷, 152号文書.
又, この会談についての記載は中国側の外交文書には見当たらない.
- 50 『大久保利通文書』第6, 106頁.
- 51 『日本外交文書』第7卷, 145・149号文書.
- 52 『大久保利通日記』2, 316・319頁.
- 53 『日本外交文書』第7卷, 155号文書.
『籌弁夷務始末』同治朝卷97, 58~62頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』157~160頁.
- 54 王元禔『甲戌公牘鈔存』, 1~2頁.
- 55 『日本外交文書』第7卷, 157号文書.
『籌弁夷務始末』同治朝卷97, 56~58頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』156~157頁.
- 56 『日本外交文書』第7卷, 162号文書.
『籌弁夷務始末』同治朝卷97, 62~65頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』161~163頁.
- 57 『日本外交文書』第7卷, 166号文書.
- 58 『籌弁夷務始末』同治朝卷98, 12~13頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』175頁.
『日本外交文書』第7卷, 169号文書.
- 59 伊能嘉矩『台湾文化志』下卷, 刀江書院復刻版, 1965年, 175~179頁.
『日本外交文書』第7卷, 109号文書.
『籌弁夷務始末』同治朝卷96, 36~37頁.
- 60 『日本外交文書』第7卷, 169号文書.
- 61 『同治甲戌日兵侵台始末』175頁.

- 『籌弁夷務始末』同治朝卷99, 12頁.
- 62 『日本外交文書』第7卷, 169号文書.
- 63 『日本外交文書』第7卷, 169号文書.
- 64 『日本外交文書』第7卷, 170号文書.
- 65 『籌弁夷務始末』同治朝卷98, 13頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』176頁.
- 66 『日本外交文書』第7卷, 170号文書.
- 67 『日本外交文書』第7卷, 173号文書号文書.
- 68 『籌弁夷務始末』同治朝卷98, 14頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』176~177頁.
- 69 『日本外交文書』第7卷, 173号文書.
- 70 『日本外交文書』第7卷, 177号文書.
この最後通牒は井上毅によって起草されたものと思われたが, 下記史料と比べると, 内容はかなり異なっている.
井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第一, 国学院大学図書館, 1966年, 25~26頁.
なお, この最後通牒と言われた照会は中国の外交文書には見当たらない.
- 71 『日本外交文書』第7卷, 84号文書.
- 72 『李文忠公全集』「朋僚函稿」卷14, 15頁.
- 73 『籌弁夷務始末』同治朝卷98, 12頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』175頁.
- 74 『李文忠公全集』「朋僚函稿」卷14, 16頁.
- 75 金井之恭編「使清弁理始末」『明治文化全集』第11卷外交編, 日本評論社, 1968年, 100頁.
『日本外交文書』第7卷, 145号文書.
- 76 『大久保利通日記』2, 320~321頁.
- 77 金井之恭編「使清弁理始末」『明治文化全集』第11卷外交編, 116頁.
『日本外交文書』第7卷, 159号文書.
- 78 Mr. Wade to the Earl of Derby (Received January 30, 1875), *British Parliamentary Papers Japan*, 3, Irish University Press, Area Studies Series, 1971, pp.132-134., 栗原純, 前掲論文, 82頁より引用.
- 79 金井之恭編「使清弁理始末」『明治文化全集』第11卷外交編, 117頁.
『日本外交文書』第7卷, 160号文書.
- 80 『日本外交文書』第7卷, 172号文書.
井上毅は軍費を撫恤と名義替えることに反対した.
井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝』史料篇第一, 国学院大学図書館, 1966年, 46頁.

- 81 F. O. 17. 676, Incl. in Wades No. 223, Memo, on Formosan Affair 27 Nov. 1874., 石井孝, 前掲書, 156~157頁に引用.
- 82 『大久保利通日記』 2, 327~328頁.
- 83 File Microcopies of Records in the National Archives, No.92, Roll 38, Williams No, 70, 29 Oct.1874. 石井孝, 前掲書, 159~160頁に引用.
- 84 金井之恭編, 「使清弁理始末」『明治文化全集』第11卷外交編, 135~136頁.
『日本外交文書』第7巻, 174号文書.
- 85 『李文忠公全集』「譯署函稿」巻2, 40頁.
- 86 File Microcopies of Records in the National Archives, No.92 Roll 38, Incl. 1 in Averys No.3, Memoranda of two interviews with Li Hung Chang, Oct. 20 & 21, 1874.. 石井孝, 前掲書, 182頁に引用.
『李文忠公全集』「譯署函稿」巻2, 52頁.
- 87 File Microcopies of Records in the National Archives, No.92 Roll 38, Incl. 1 in Averys No.3, Memoranda of two interviews with Li Hung Chang, Oct. 20 & 21, 1874. 石井孝, 前掲書, 183頁に引用.
『李文忠公全集』「譯署函稿」巻2, 57頁.
- 88 『籌弁夷務始末』同治朝卷98, 14頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』477頁.
- 89 大久保によれば, 「清銀五十万兩ハ大凡ソ西洋ドルニ比較シ七十万元ニ相当」.
『大久保利通文書』第6, 169頁.
- 90 『籌弁夷務始末』同治朝卷98, 14~15頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』177頁.
- 91 『日本外交文書』第7巻, 179号文書.
- 92 『日本外交文書』第7巻, 179号文書.
- 93 『日本外交文書』第7巻, 180号文書.
- 94 『日本外交文書』第7巻, 182号文書.
- 95 『日本外交文書』第7巻, 186・187号文書.
金井之恭編, 「使清弁理始末」『明治文化全集』第11卷外交編, 142~146頁.
『籌弁夷務始末』同治朝卷98, 11~17頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』174~179頁.
- 96 金井之恭編, 「使清弁理始末」『明治文化全集』第11卷外交編, 150頁.
- 97 『大久保利通日記』 2, 329~330頁.
- 98 金井之恭編, 「使清弁理始末」『明治文化全集』第11卷外交編, 150~151頁.
- 99 戴天昭, 『台湾国際政治史研究』, 144頁.

- 100 金井之恭編, 「使清弁理始末」『明治文化全集』第11卷外交編, 151~152頁.
- 101 『大久保利通日記』2, 331頁.
- 102 『籌弁夷務始末』同治朝卷98, 15頁.
- 103 王芸生編著, 長野勲等訳『日支外交六十年史』第1巻, 建設社, 1933年, 106頁.
- 104 『籌弁夷務始末』同治朝卷98, 15~16頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』178頁.
- 105 『日本外交文書』第7巻, 173号文書.
- 106 『日本外交文書』第7巻, 179号文書.
- 107 金城正篤は, この条約の内容について「日本が『台蕃』を『無主』とみなすことと, 中国から『償金』を取りつけることとは両立しないものであった」という独自の判定を下している. しかし, この論理は, 本条約の前文に「如在何国有事, 応由何国自行查弁」についての解釈を誤まったことによるのだと思われる. 金城は「何国」を「それぞれの国」つまり人民の被害を受ける国と解釈したが, 実は, この「何国」はこの前文にある「各国」とは違うものであり, 事件が起こった場所に対して管轄権を持つ国を指すと解釈した方が妥当だと私は考える. すると, 「何国」において「生蕃」のような事件が再度起こった場合, 「何国」がそれを自ら査弁すべしと解釈すべきであろう. この解釈が正しいとすれば, 金城は, 大久保の(意図的のみならず)法的にも台湾蕃地を「中国の版図と認めない」意志が前文の形となってあらわれたと解釈しているが, この論法もまた議論の余地があると思われる.
- 金城正篤「台湾事件における日清交渉」『琉球大学法文学部紀要』史学・地理学編第21号, 1978年3月, 21~23頁.
- ウェードの論理については, 次の文献を参照.
- 『日本外交文書』第7巻, 179号文書.
- 108 F.O.17, 676, Incl. in Wades No. 223, Memo on Formosan Affair 27 Nov. 1874. 石井孝, 前掲書, 173頁に引用.
- 109 『清季中日韓関係史料』巻2, 229号文書.
『李文忠公全集』「譯署函稿」巻4, 33~38頁.
- 110 『大久保利通文書』第6, 168頁.
- 111 大隈重信『開国大勢史』早稲田大学出版部, 1913年, 1216頁.
- 112 日本史籍協会編『大隈重信関係文書』第2, 東京大学出版会復刻版, 1970年, 468~469頁.
- 113 栗原純, 「台湾事件(1871~1874年)」『史学雑誌』第87編9号, 1978年9月, 83頁.
佐藤三郎「明治七年台湾事件日清両国交換文書」『歴史教育』第6巻3号, 1958年3月, 69頁.
- 114 Leonard Gordon, *loc. cit.*
Hyman Kublin, *loc. cit.*
Sandra Caruthers Thomson, "Filibustering to Formosa: General Charles Le Gendre and

the Japanese”, *Pacific History Review*, Vol. XL, No.4, Nov.1971, p.454.

方豪『中国近代外交史』第1巻, 中華文化事業出版委員会, 台北, 1955年, 172頁.

王繩祖「一八七四年日本侵占台湾和英国的外交活動」『中英關係史論叢』人民出版社, 北京, 1981年, 62頁.

郭廷以『台湾史事概説』正中書局, 台北, 1984年, 163~164頁.

黄大受『台湾史綱』三民書局, 台北, 1982年, 188頁.

林子侯, 『台湾涉外關係史』自印本, 台湾嘉義, 1978年, 302頁.

なお, ほとんどの中国人学者は, 日本が琉球を合併しえたのは「互換条款」に基づいたものだと思います. 清朝政府の責任を追及している. これは, 日本がこの条約を締結する前に既に実力で琉球を制御していたという事実に立っていることに加えて, 明治政府の主張にも乗ってしまったものだと考えられる. 琉球帰属の法的効力をこの条約に求めるのは, 当をえているとはいえない.

115 Hosea Ballou Morse, *The International Relations of the Chinese Empire*, Vol. II, Shanghai, Kelly and Walsh, 1911, p. 275.

116 金城正篤「台湾事件における日清交渉」『琉球大学法文学部紀要』史学・地理学編第21号, 56~57頁.

117 Hyman Kublin, *loc. cit.*

Sandra C. Thomson, *loc. cit.*

118 蔣廷黻『近代中国外交史史料輯要』中巻, 商務印書館, 上海, 1934年, 107頁.

119 王芸生編著『六十年来中国与日本』第1巻, 三聯書店, 北京, 1979年, 99・159頁.

120 松田道之, 『琉球処分』(下村富士男編『明治文化資料叢書』第4巻, 外交篇所収), 風間書房, 1962年, 78頁.

121 伊藤博文公編『秘書類纂』外交篇下巻, 秘書類纂刊行会, 1936年, 282頁.

122 松田道之, 『琉球処分』, 27~28頁.

123 『日本外交文書』第7巻, 109号文書.

『籌弁夷務始末』同治朝卷96, 36~37頁.

『同治甲戌日兵侵台始末』105~106頁.

124 『日本外交文書』第7巻, 103号文書.

『籌弁夷務始末』同治朝卷96, 38~40頁.

『同治甲戌日兵侵台始末』106~108頁.

125 国家図書館台北分館蔵『處蕃提要』第4巻, 2~3頁; 第5巻, 13頁.

国会図書館憲政資料室蔵『岩倉具視文書』159号, 「處蕃始末」十八, 「甲号」.

藤井志津枝『日本軍国主義の原型』三民書局, 台北, 1983年, 223~224頁.

Cho Jen-hua, “The Taiwan Incident and the Diplomatic and Consular Missions in Japan”,

- Nanyang University Journal*, VI., 1972, p.173.
- Edwin Pak-Wah Leung, "The Quasi-War in East Asia : Japan's Expedition to Taiwan and Ryukyu Controversy", *Modern Asian Studies*, Vol.17, Part 2, April 1983, p.264.
- 126 金城正篤「台湾事件における日清交渉」『琉球大学法文学部紀要』史学・地理学編第21号, 56頁.
- 127 Edwin pak-Wah Leung, op.cit., p. 278.
- 128 『李文忠公全集』「朋僚函稿」卷19, 1頁.
- 129 『日本外交文書』第5卷, 121号文書, 附記「同治11年4月初5日京報」.
- 130 張啓雄「論清朝中国重建琉球王国の興滅継絶観」『琉中歴史関係論文集』琉中歴史関係国際学術会議実行委員会, 那覇, 1989年, 頁495-520.
- 131 松田道之, 『琉球処分』, 80~89頁.
George H. Kerr 著, 佐藤亮一訳『琉球の歴史』琉球列島米国民政府, 琉球, 1956年, 278~280頁.
- 132 松田道之, 『琉球処分』, 214~215頁.
国会図書館憲政資料室蔵『宍戸磯関係文書』「明治12年1月13日英国公使来省外務卿トノ対話略記」.
国学院大学図書館蔵『梧陰文庫・井上毅文書』R .12, A644.
- 133 F.O.46.182, Incl.2 in Parkes' No. 176, Parkes to Wade 24 Sept. 1874. 石井孝, 前掲書, 146頁に引用.
王繩祖「一八七四年日本侵占台湾和英国的外交活動」『中英關係史論叢』, 49~51頁.
- 134 『籌弁夷務始末』同治朝卷93, 29~30頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』4~5頁.
- 135 『日本外交文書』第7卷, 143号文書.
『籌弁夷務始末』同治朝卷97, 40~43頁.
『同治甲戌日兵侵台始末』145~146頁.
- 136 『日本外交文書』第7卷, 143号文書.
- 137 前掲『岩倉具視文書』159, 「處蕃始末」十九, 明治7年7月2日柳原より太政大臣等への報告.
- 138 『日本外交文書』第7卷, 145・179号文書.
- 139 Sophia Su-fei Yen, *Taiwan in China's Foreign Relations: 1836~1874.*, Connecticut, Shoe String Press, 1965., P.279.
- 140 平野健一郎『国際文化論』東京大学出版会, 東京, 2000年.

Governance by No Ruling versus Effective Control: 1874 Sino-Japanese Conflict in Principles of International Order

Chang Chi-Hsiung*

Abstract

China is a multi-nation state that rules its territories by nation. Nevertheless, according to the idea promoted by the modern occidental world, each nation state should be constituted of the same nation, and in this case, there will be only one method of state governance, which is effective control. For China, the oriental world surrounding China can be divided into three types. First, for the mainland of China, it was ruled by effective control. Second, for kingdoms and vassal states at the East Asian coast, they were governed by no ruling. Third, for vassal states at the northwestern inland (including Manchuria, Mongolia, Xinjiang, and Tibet), they were ruled by partial no ruling or partial effective control. Thus the Qing Dynasty adopted the partial effective control or the partial no ruling approach to govern Taiwan (the aboriginal), a vassal state under Taiwan Prefecture of Fujian Province of Qing Dynasty.

During the Meiji Era, the westernized Japan adopted the territorial expansion policy and considered that the Qing Dynasty's partial no ruling approach for governing Taiwan was inconsistent with the principle of effective control of the occidental world. As a result, Japan used Taiwan's Mudan incident as an excuse to claim that Taiwan is a non-governed vassal land, and so it invaded Taiwan. The Qing Dynasty was forced to defend and to fight for its territory. The military confrontation between the Qing Dynasty and Japan eventually led to a negotiation between the two parties in Beijing. On the one hand, Japan stressed that the Qing Dynasty did not govern Taiwan, and therefore Taiwan was without a ruler. The Qing Dynasty on the other hand alleged its ways of governance of territories varies and claimed that Taiwan is a ruled vassal of China. Mediated by Sir Thomas Wade, the British Minister then, the two parties signed a treaty, and Japan withdrew its forces, thereby ending the confrontation between the two countries.

* Correspondence to: Chang Chi-Hsiung
Guest professor, Faculty of Economics, Ritsumeikan University
1-1-1 Noji-higashi, Kusatsu, Shiga, 525-8577 Japan
Professor additional post, Institute of Modern History, Academia Sinica /National Taiwan University
130 Academia Rd, Sec. 2, Nankang, Taipei 11529, Taiwan
E-mail: mhch@gate.sinica.edu.tw

From the viewpoint of power politics, it was the first territorial invasion of Japan during the Meiji Era, but according to the principle of international order, it is actually a conflict related to principles of international order: the effective control of the international law of the occidental world and the governance by no ruling of the Chinese principle of order.

To sum up, according to the international order principle, the sovereignty of the vassal state Taiwan was not an issue of with or without political policies but an issue of differences among political policies.

Keyword

Conflict in principles of international order, Governance by no ruling, Effective control, Mudan Incident, Multi-nation state, Mono-nation state

